公共土木施設災害復旧事業に係る
虚偽文書作成事案

広島県

（土木建築局）

令和８年11月25日

国費への影響額について

二次調査における土木建築局の調査範囲である設計変更協議のうち、設計変更理由の内容が一部（又は全部が）虚偽である 95 件（事業）及び真偽判定が困難（虚偽（又は事実）の断定が困難）である 13 件（事業）について、国費への影響額を算出した。

算出に当たっては、次のような観点で、施工業者と交わす書類（工事打合せ簿や確認書等）等を改めて調査した。

・実際に災害査定後に現地等において状況変化があったのか
・実際の設計変更の内容や理由がどのようなものであったか

最初に、廃工により減額になる事案については、国費への影響額はないものとして整理した。

その他の事案については、査定後に状況変化があり、それに伴う設計変更の内容・理由が、本来、国との設計変更協議において同意を得られる内容・理由であると判断し、国費への影響額はないものとして整理した。

このような県の考え方については、当事者である県のみの考え方で整理するのは適当ではないと考え、一次調査と同様に学識経験者の方に意見を伺いながら整理した。

設計変更理由の内容が一部（又は全部が）虚偽

９５件

平成 30 年災　第 1843 号　砂防指定地内河川長谷川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、砂防指定地内河川長谷川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 11 月 12 日から 11 月 16 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＧ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　62,898,000 円】
【実単更正　　62,898,000 円】
【決定額（第１回変更）　65,467,000 円】

令和２年３月 17 日付けの国との設計変更協議において、

「工事着手後，Ａ箇所（終点側）の隣接の護岸に空隙が見つかり，護岸の状態が不安定なことから，コンクリートブロック積工にて復旧してほしいと地元関係者から要望があった。

よって，災害復旧申請区間外の隣接護岸を一体的に施工することにより，機能の向上を図る。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　65,896,000 円】
（上記理由による増減額　　＋429,000 円（別途費））

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地元関係者と協議をしておらず、現地着手後、事業区間外にも石積みが崩れている箇所があることを受発注者で立会により確認したため、合併施工で修繕したものであり、令和元年５月 31 日付けで変更契約を締結し、令和元年６月 14 日に完成している。

国との設計変更協議には、地元関係者から要望があったこととした方が説明上の説得力が高いと判断し、事実でない内容で設計変更協議を行っていたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、合併施工に伴う変更であり、災害復旧事業としての変更はないため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4290 号　二級河川瀬野川水系榎山川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系榎山川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　57,199,000 円】
【実単更正　71,089,000 円】

令和２年 12 月 22 日付けの国との設計変更協議において、

「根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について，査定申請時には，関係地権者と協議のうえ，製作ヤードを確保していたところ，入札不調等が続き，既に調整していた借地時期に変更が生じ，製作ヤードの借地が困難になったことにより，変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　77,475,000 円】
（上記理由による増減額　＋6,386,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定申請時に製作ヤードを確保しておらず、受注者から工事打合せ簿により、製作ヤードの確保困難を理由として、現場打ちコンクリートから二次製品利用に変更することについて協議があり、令和２年６月 16 日付けで変更を指示した上で令和３年２月３日付けで変更契約を締結し、令和３年２月 19 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、受注者からの協議により施工ヤードの確保困難等の理由で二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 3895 号　二級河川瀬野川水系瀬野川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系瀬野川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月７日から１月 11 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＩ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　79,088,000 円】

【実単更正　86,488,000 円】

令和３年２月５日付けの国との設計変更協議において、

「(3)仮設工の変更

①隣接工事の工事用道路の活用に伴う仮設工の変更

Ａ，Ｂ箇所において，査定時は隣接する田を無償借地して工事用道路を構築する予定であったところ，施工時期が田の耕作期間にずれ込む見込みとなったことから，田の所有者から借地を拒否されたため，隣接する国道２号(国土交通省発注)の道路兼用護岸の災害復旧工事の工事用道路を引継いで利用することとし，それに伴い発生する交通誘導員，仮設物の撤去工及び進入箇所の防護柵等の復旧工を追加し，工事用道路の設置延長を減じたい。

②借地の不可等に伴う工事用道路工及び運搬機械の仕様の変更

Ｄ～Ｉ箇所の工事用道路において，借地予定地の所有者と連絡が取れず借地が困難になったため，新たな借地協力者を求めた結果，査定時に協力を得られなかった者から，協力を得ることが可能になったことから，工事用道路の設置箇所を変更したい。

Ｅ～I 箇所において，査定時に計画した工事用道路へのアプローチとしてのスロープの施工が上記により困難になったことから，橋梁部の桁下高さが低くダンプトラックの通行が不可能であるため，不整地運搬車による，土砂及び資材の運搬を追加したい。

また，E，F 箇所の護岸背面の工事用道路ついては，河川内施工が可能となることから，設置を取りやめたい。(368.1m→326.0m)

③不整地運搬車による土砂等運搬の追加

Ｃ箇所上流側において，取水堰が土砂に埋塞していたことが判明し，堰による段差及び，堰の湛水範囲の水位が高い状況であり，ダンプトラックでの土砂運搬が不可能であるため，不整地運搬車による浚渫土砂の場内運搬を追加したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　86,245,000 円】

（上記理由による増減額　＋9,533,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、①及び②について、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、「(3)仮設工の変更」の内、「①隣接工事の工事用道路の活用に伴う仮設工の変更【A，B箇所】」について、田の所有者と協議を行っておらず、受注者から工事打合せ簿により、隣接工事の工事用道路を引き継ぐことについて協議があり、令和２年１月 30 日付けで変更の対象としている。

また、「②借地の不可等に伴う工事用道路工及び運搬機械の仕様の変更【D～Ｉ箇所】」について、査定時に協力を得られなかった事実はなく、通行予定であった箇所が建設発生土処分場として利用され、土砂が堆積し通行不可となったことも踏まえ、受注者から工事打合せ簿により、不整地運搬の使用について協議があり、令和２年６月 16 日付けで変更の対象とし、工事用道路についても別途協議することとしている。

なお、本件災害復旧工事については、令和２年 11 月 25 日付けで変更契約を締結し、令和３年３月 24 日に完成している。

国との設計変更協議には、①及び②については、地元関係者と協議を行っていたこととした方が説明上の説得力が高いと判断し、事実でない内容で設計変更協議を行っていたものである。

（影響額の算定）

「①隣接工事の工事用道路の活用に伴う仮設工の変更【A，B箇所】」について、協議内容は事実でないが、受注者からの協議により、効率化、工期短縮の観点から隣接工事の工事用道路を引き継ぐことについて変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

「②借地の不可等に伴う工事用道路工及び運搬機械の仕様の変更【D～Ｉ箇所】」について、協議内容は事実でないが、受注者からの協議により、効率化、工期短縮の観点から不整地運搬車使用について変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3921 号　一級河川太田川水系河津川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川太田川水系河津川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年 1 月 7 日から 1 月 11 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＩ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　34,659,000円】
【実単更正　46,465,000円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「査定時および工事実施時には，Ｄ箇所を環境保全型ブロック積（控え 50cm）としていた。

工事施工において掘削影響の検討を行ったところ，背後地の小屋への影響が避けられず，小屋の撤去を行う必要があったが，地権者の同意が得られなかった。

このため，小屋には手を触れず可能な工法として練石積による維持修繕的工法で対応することとし，Ｄ箇所を廃止とする。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　45,142,000 円】
（上記理由による増減額　▲1,323,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定どおりの施行が困難で背後地の小屋の取壊し等が避けられない中、地権者と協議は行っておらず、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年３月 18 日付けで変更契約を締結し、令和４年６月 30 日に完成している。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4650 号　二級河川瀬野川水系山王川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系山王川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 21 日から１月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＦ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　41,933,000 円】

【実単更正　59,540,000 円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「（３）A,B 箇所の廃止

査定時は，工事用道路の無償借地について地権者の了解を得ていたが，実施にあたり再度協議したところ，立入を拒否された。工事用道路を使用しなければ決定工法での施工が不可能なため，A,B 箇所について廃止したい。

廃止する A,B 箇所については，県単独費による復旧を行いたい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　59,134,000 円】

（上記理由による増減額　▲3,179,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、無償借地について地権者の事前の了解を得ていたことは確認できなかったが、地権者から立入りを拒否されたことからＡ，Ｂ箇所を廃止しており、令和４年４月７日付けで変更契約を締結し、令和４年４月 26 日に完成している。

国との設計変更協議には現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5063 号　二級河川瀬野川水系熊野川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系熊野川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＬ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　75,902,000 円】
【実単更正　92,541,000 円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「２．Ｆ箇所の廃工に係る変更

平成 30 年 7 月豪雨により，護岸が被災したため，Ｆ箇所において練積ブロックの復旧にて採択を受けた。

査定時には，土地所有者に工事内容の説明をし，工事用道路の設置及び掘削の同意を得て申請を行った。

その後，土地所有者が現所有者に代わり，再度工事内容の説明に行ったところ，庭木の伐採を断られ工事用道路の設置が困難となった。また，敷地の掘削は建物に悪影響を及ぼすので敷地内の掘削には同意できないと言われ，査定時の施工方法が困難となった。

したがって，施工方法の見直しが必要となったので，単独県費で石積の空隙にコンクリートを充填し，フトンかごを設置することにしたため廃工したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　83,265,000 円】
（上記理由による増減額　▲10,137,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に土地所有者との協議はしておらず、令和３年２月２日の協議録より、土地所有者との協議において、桜の木ともう１本の庭木を残して工事をしてもらいたいとの要望を受け、護岸現況及び根入れ部の洗堀状況を確認した結果、石積は健全であったことから、施工方法の見直しを実施している。なお、本件災害復旧工事については、令和５年２月 28 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 15 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

令和２年災　第 53 号　一級河川太田川水系諸木川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和２年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川太田川水系諸木川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、令和２年９月 14 日から９月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　25,984,000円】

【実単更正　26,382,000円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所は 2 箇所（Ａ～Ｂ箇所）の被災箇所を復旧する河川災害復旧工事である。

実施にあたり，改めて地元関係者へ工事説明を行った際に，既設護岸の取壊し時に家屋（病院）及び土留壁が振動等により傾いたりクラックが生じたりする心配があるとの意見があり，施工方法について同意が得られなかった。何度も説明に伺い，工事の必要性は理解してもらったが，家屋と護岸が近接していることもあり懸念を払拭することは出来なかった。

このことから，この区間（Ａ箇所）については既存護岸の取壊しを行わず，護岸基礎部前面を底張コンクリート等の補強などの修繕工法に変更したい（施工は県単独費による)。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　23,892,000 円】

（上記理由による増減額　　▲2,490,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地元関係者との協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年 11 月７日付けで変更契約を締結し、令和４年 12 月１日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3757 号　二級河川瀬野川水系熊野川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系熊野川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 25 日から 12 月 27 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＣ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　36,415,000円】

【実単更正　43,164,000円】

令和４年２月３日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所は、平成 30 年 7 月豪雨による流水浸食により護岸が被災したため、コンクリートブロック積工の復旧にて採択を受けた。

実施にあたり、地元に工事説明を行ったところ、主要地方道 瀬野呉線が交通規制となることについて理解が得られず、施工方法等の見直しが必要となった。そのため、県単独費での練石積工による応急的な対応を行うこととし、Ｂ箇所を廃止したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　36,734,000 円】

（上記理由による増減額　▲6,430,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地元から理解が得られなかったことは無く、受注者から令和３年９月２日付け工事打合せ簿での協議（現地精査の結果根継ぎ工に変更）により、令和３年９月３日付けでブロック積工から根継ぎ工に変更を指示し、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和３年 12 月１日付けで変更契約を締結し、令和３年 12 月 27 日付けで完成している。

受注者から、根継ぎ工への変更について協議があったものの、地元の同意が得られなかったことの方がより説得力が高いと判断し、事実でない資料で協議していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4292 号　二級河川瀬野川水系押出川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系押出川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年 1 月 15 日から 1 月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＡＦ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　173,921,000 円】

【実単更正　209,347,000 円】

令和４年２月３日付けの国との設計変更協議において、

「（４）部分的廃工（Ｉ～Ｐ箇所，ＡＡ～ＡＥ箇所）

当該箇所は，平成 30 年 7 月豪雨により河川の増水による局所洗堀を受け，護岸が被災したため，被災した既設護岸を取壊し，コンクリートブロック積での復旧を行う採択を受けた。

工事着手にあたり，地域住民に説明を行った際，民地側の田畑や石積みが崩れる等の影響がないよう施工してほしいとの要望を受けたため，施工方法の見直しが必要となった。

そのため，洗堀部をコンクリートで埋戻す応急対応を県単独費で施工することとし，当該箇所を廃止したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　161,607,000 円】

（上記理由による増減額　▲64,838,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地域住民から要望は受けておらず、査定どおりの施工が困難であったことから、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年 10 月６日付け及び令和５年２月 13 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 23 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4618 号　二級河川瀬野川水系畑賀川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系畑賀川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 21 日から１月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＲ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　226,115,000円】

【実単更正　286,714,000円】

令和４年２月３日付けの国との設計変更協議において、

「G 箇所については，広島市が施工する道路災害復旧工事との調整により，廃止する。

J 箇所については，平成 30 年７月豪雨により，護岸が被災したため，練積ブロックでの復旧にて採択された。

実施にあたり，地元に工事の説明を行ったところ，当工事で交通規制となることについて理解が得られず，施工方法等の見直しが必要となった。

そのため，県単独費での維持修繕（練石積工等）を行うこととしＪ箇所を廃止する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　318,638,000 円】※別途費（合併施工）含む

（上記理由による増減額　　▲10,200,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、Ｇ箇所は廃止に係る記述があるものの広島市との調整が確認できず、Ｊ箇所については地元に工事説明はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年２月 24 日付けで変更契約を締結し、令和４年６月 14 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

・災害復旧事業の査定申請時には、被災した公共土木施設の管理者や管理区分の確認を徹底するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4293 号　二級河川瀬野川水系立石川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系立石川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＧ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　97,043,000円】

【実単更正 115,668,000円】

令和４年２月 15 日付けの国との設計変更協議において、

「３．部分廃止に係る変更

平成 30 年 7 月豪雨により護岸が被災し，コンクリートブロック積工による復旧で採択を受けた以下の 2 箇所について部分廃止したい。

（１）A’箇所の部分廃止に係る変更

査定時は，堤外水路の撤去・復旧について水利関係者に同意を得て申請を行った。

実施にあたり，詳細測量を行った結果，コンクリートブロック積の復旧位置に誤りがあり，既設護岸の位置で復旧となるよう再検討したところ，護岸背面にある水路に影響が生じることが判明した。そのため，水利関係者に再度工事説明を行ったが，当該水路の復旧方法について理解が得られず，施工方法の見直しが必要となった。

このことから，当該区間は応急的な対応として県単独費によりコンクリートを充填することとし，廃止したい。

（２）Ｂ箇所の部分廃止に係る変更

査定時には，土地所有者から工事内容について同意を得て申請を行ったが，土地所有者が代替わりしており，工事内容の説明を行ったところ，切土箇所の掘削影響による平地部分の減少について同意を得ることができなかったため，施工方法の見直しが必要となった。

そのため，切土が必要な区間のコンクリートブロック積工を廃止し，護床工のみ施工することとしたい。

なお，当該区間は応急的な対応として，県単独費により護岸基礎下部にコンクリートを充填する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　106,410,000 円】

（上記理由による増減額　▲18,121,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、水利関係者に同意を得ていたかは確認できず、また、土地所有者とは協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年８月 24 日付けで変更契約を締結し、令和５年１月 26 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・災害復旧事業の査定申請時には、被災した公共土木施設の管理者や管理区分の確認を徹底するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5098 号　二級河川総頭川水系総頭川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川総頭川水系総頭川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＳ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　265,335,000 円】

【実単更正　326,742,000 円】

令和４年２月 15 日付けの国との設計変更協議において、

「２．二次製品の利用

査定申請時には，坂町役場と協議のうえ製作ヤードを確保していたが，入札不調が続き，既に調整していた借地時期に変更が生じたため，製作ヤードの借地が困難になった。

よって，根固めブロックを現場打ちから二次製品へ変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　366,430,000 円】

（上記理由による増減額　＋22,040,000 円）

また、「３．Ｄ箇所の廃止

査定時には関係地権者了解のもと，復旧工法を申請し決定された。工事実施において再度関係地権者に説明を行ったところ，家屋への掘削の影響が出る可能性があることを理由に施工の同意を得られなかった。

このことから，単独費による維持修繕工事（練石積，モルタル充填等）を行うこととし，Ｄ箇所を廃止したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　366,430,000 円】

（上記理由による増減額　▲1,662,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、「２．二次製品の利用」について、製作ヤードの借地困難が理由ではなく、受注者から工事打合せ簿により、型枠不足を理由として、現場打ちコンクリートから二次製品利用に変更することについて協議があり、令和２年４月 15 日付けで変更の対象とした上で令和３年３月 24 日付けで変更契約を締結した。

また、「３．Ｄ箇所の廃止」について、関係地権者ではなく、県の判断で応急的な対応に変更しており、令和４年 10 月 17 日付けで変更契約を締結している。

なお、設計変更協議の内容のとおり施工し、令和４年 10 月 31 日に完成している。

国との設計変更協議には、２及び３については、現地の状況変化の説明が必要なため、いずれの変更理由においても、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

「２．二次製品の利用」について、協議内容は事実でないが、受注者からの協議により型枠不足の理由で二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

「３．Ｄ箇所の廃止」について、協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 2681 号　その他河川木下川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川木下川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月３日から 12 月７日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＫ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　96,442,000 円】
【実単更正　　112,243,000 円】
【決定額（第１回変更後）　50,517,000 円】

令和４年 10 月 26 日付けの国との設計変更協議において、

「平成 30 年７月豪雨により護岸が被災したため，Ａ，Ｂ箇所において護岸はブロック積工，背後地は官民境界に土留としての現場打擁壁工の復旧にて採択を受けた。

工事を実施するにあたり背後地の土地所有者より，復旧工事完成後に土地を護岸高さまで嵩上げするとの申し出があったことから，擁壁工が不要となることが判明した。

このため，　現場打擁壁工を盛土工に変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　49,019,000 円】
（上記理由による増減額　▲1,498,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、土地所有者に確認した結果、背後地の土地所有者から土地を護岸高さまで嵩上げするとの申し出は無く、官地と民地との高低差解消を目的とした盛土施工の要望が県にあったことを確認しており、このことについて令和４年 11 月 17 日付けで変更契約を締結し、令和５年９月 27 日に完成している。

国との設計変更協議には、別の理由とした方が説明上の説得力が高いと判断し、事実でない内容で設計変更協議をしていたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、地権者から要望があったことは事実であり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3777 号　二級河川瀬野川水系立石川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系立石川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＣ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　65,914,000円】
【実単更正　　70,200,000円】
【決定額（第１回変更）　74,101,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「平成 30 年７月豪雨により護岸が被災したため，Ｂ箇所においてはコンクリートブロック積工での復旧および護床工の採択を受けた。

査定時には，背後地の土地所有者へ工事内容を説明し了承を得ていたが，平成 30 年より不調不落が発生するなど，現場着手までに時間を要した。このため，改めて実施時に再度説明したところ，耕作を再開するため耕作地に影響が生じる部分の工事について協力を拒否された。

このため，耕作地への影響を回避できない区間（BSect45.3～BSect52.4　L=7.1m）については廃工とし，さらに残りの護岸工のうち耕作地に影響を及ぼす区間（BSect52.4～BSect60.9　L=8.5m）についてもやむを得ず県単独費により空隙部への間詰コンクリートによる対応としたい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　68,875,000 円】
（上記理由による増減額　　▲5,226,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、土地所有者から協力を拒否されておらず、査定どおりの施工が困難であったことから、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年７月 13 日付けで変更契約を締結し、令和４年７月 29 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4293 号　二級河川瀬野川水系立石川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系立石川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＧ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　97,043,000円】
【実単更正　　115,668,000円】
【決定額（第１回変更）　106,410,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「１．Ｅ箇所護岸工の廃止に係る変更

当該箇所は，背後地の土地所有者から復旧について承諾を得ており，工事を進めることとしていたが，Ｅ箇所の護岸工を施工するにあたり，測量し工事説明を行った際に，背後地の土地所有者から土地境界について疑義を申し立てられ，着手にあたり不測の日数を要している。

このためＥ箇所護岸工をやむを得ず廃止し，県単独費で護岸工の間詰コンクリート工のみ行うこととしたい。なお，了解が得られ次第，速やかに県費で護岸工を施工することとしている。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　101,229,000 円】
（上記理由による増減額　　▲3,423,000 円）

また、「２．Ｄ箇所の部分廃止に係る変更

Ｄ箇所について，査定時は背後地にある建物と近接していないため施工は可能であると考えており，背後の土地所有者からも施工の承諾を得ていた。しかし，平成 30 年災は不調不落が多発し，当該現場も結果として令和３年 11 月から施工の際になり，背後地の事業者から建物横の駐車スペース（現況幅 3.5m⇒計画 2.0m）と車両の進入口（現況幅 3.3m⇒計画 1.4m）を使用したいとの申し入れがあった。

このため，駐車スペースと進入口へ影響を与えない範囲（L=6.4m）の護岸工を施工し，駐車スペース（L=2.3m）及び進入口（L=4.4m）はやむを得ず廃止とし，県単独費でコンクリート擁壁工及び間詰コンクリート工を行うこととしたい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　101,229,000 円】
（上記理由による増減額　　▲1,758,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞き取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は、いずれも事実でないと判定した。

実際には、「１．Ｅ箇所護岸工の廃止に係る変更」については、土地所有者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては廃工することになった。

また、「２．Ｄ箇所の部分廃止に係る変更」については、査定時に土地所有者と協議をしておらず、施工段階で土地所有者との協議を行い、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することになった。

なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年 12 月 23 日付けで変更契約を締結し、令和５年１月 26 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、いずれも事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

「１．Ｅ箇所護岸工の廃止に係る変更」及び「２．Ｄ箇所の部分廃止に係る変更」については、いずれも協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4610 号　一級河川太田川水系麻下川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川太田川水系麻下川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年 1 月 21 日から 1 月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＨ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　18,959,000円】

【実単更正　20,525,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「平成 30 年７月豪雨により護岸が被災したため，Ｃ箇所においてブロック積の復旧にて採択を受けた。

当該箇所は工事にあたり，工事用道路は対岸の民地を借地する計画とし，採択時には土地所有者から了承を得ていたが，その後工事着手の際になり，工事により護岸に影響が出ることを懸念した土地所有者から借地の条件として借地側（右岸）護岸の更新を求められた。

このため，やむを得ず県単独費で背後盛土，底張工といった最低限の補修を行うこととし，Ｃ箇所を廃工としたい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　15,333,000 円】

（上記理由による増減額　▲5,192,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、土地所有者から要望は受けておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、未施工箇所については県の判断で県単独費による復旧工事を行い、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 17 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 30 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4619 号　二級河川矢野川水系矢野川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川矢野川水系矢野川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年 1 月 21 日から 1 月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＭ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　55,504,000 円】

【実単更正　65,463,000 円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「(1)部分廃工（Ｆ箇所，Ｉ箇所）

当該箇所は，平成 30 年 7 月豪雨により護岸が被災したため，被災した既設護岸を取壊し，コンクリートブロック積での復旧にて採択を受けた。

工事着手にあたり地元説明等を行ったが，Ｆ箇所，Ｉ箇所について次の理由で部分廃工を行いたい。

①Ｆ箇所（部分廃工）

ブロック積での復旧について，復旧については了解を得ていたものの，護岸が崩壊し，管理境界について疑義が生じたため，背後地の土地所有者から理解が得られない状況となった。このため，Ｌ=20.0m 区間を部分廃工とし，当該区間は県費で既存擁壁の修繕，護岸設置を行う。

②Ｉ箇所（部分廃工）

背後地に水道施設が近接しているため，ブロック積の施工に際し，掘削等により影響が生じる部分については部分廃工とし，県費で張コンクリートを施工する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　59,191,000 円】

（上記理由による増減額　▲6,609,000 円）

また，「(2)交通誘導員の配置
（Ｉ箇所）当初，自動車販売店の敷地から進入することで了解を得ていたが，施工予定時期において営業上の理由のため，進入を断られることとなった。
このため，並行する市道から作業を行わざるを得なくなったが，この市道の道路幅員が4m と狭いことから，交通規制のため交通誘導員を配置する必要が生じる。」
との内容について協議し、同意を得た。
【設計変更協議で同意を得た変更決定額　59,191,000 円】
（上記理由による増減額　＋337,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、「(1)部分廃工（Ｆ箇所，Ｉ箇所)」について、Ｉ箇所は事実であるが、Ｆ箇所については、背後地の土地所有者から管理境界ではなく護岸の嵩上げについて要望があったため、県単独費で施工することとし、災害復旧事業としては廃工することとなり、令和５年３月 10 日付けで変更契約を締結した。

また、「(2)交通誘導員の配置」については、自動車販売店と協議はしておらず、工事打合せ簿により、現地精査した結果、川幅が狭く河川内に工事用道路を設置することが困難であったことが判明したため、市道を利用しての施工に変更したいと協議があり、令和４年 11 月４日付けで設計変更の対象として指示した上で、令和５年３月 10 日付けで変更契約を締結した。

なお、設計変更協議の内容のとおり施工し、令和５年３月 24 日に完成している。

国との設計変更協議には、(1)及び(2)については、地元関係者と協議を行っていたこととした方が説明上の説得力が高いと判断し、事実でない内容で設計変更協議を行っていたものである。

（影響額の算定）
「(1)部分廃工（Ｆ箇所，Ｉ箇所)」について、協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　(円)

「(2)交通誘導員の配置」について、協議内容は事実でないが、河川内に工事用道路を設置することが困難であったことについては工事発注後の現地精査で明らかになったものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　(円)

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4649 号　一級河川太田川水系麻下川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川太田川水系麻下川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年 1 月 21 日から 1 月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＥ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　29,613,000円】

【実単更正　33,018,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「平成 30 年７月豪雨により護岸が被災したため，Ｅ箇所においてブロック積の復旧にて採択を受けた。

当該箇所は工事にあたり、工事用道路は背後の民地を借用する計画とし、採択時には土地所有者から了承を得ていたが、工事着手の際に借地契約を依頼したところ、周辺の他工事で騒音や振動の影響を受けたことから、施工時の騒音や振動を懸念し、土地所有者の了解を得られなかった。

このため、やむを得ず県単独費で既存石積の最低限の補修を人力施工により行うこととし、Ｅ箇所を廃工としたい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　30,793,000 円】

（上記理由による増減額　▲2,225,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、土地所有者の了解を得られなかった事実はなく、現地精査の結果、既存石積の維持修繕対応となり、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 17 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 30 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3931 号　二級河川瀬野川水系為角川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系為角川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月７日から１月 11 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＦ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　26,379,000 円】

【実単更正　32,709,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「４．Ｅ箇所の廃止

当該箇所は，平成 30 年７月豪雨により護岸が被災したため，被災した既設護岸を取壊し，コンクリートブロック積での復旧にて採択を受けた。

査定申請時には，背後の土地所有者に工事内容の説明をし，同意を得ていたが，工事着手にあたり，再度現地で詳細に説明したところ，官民境界について疑義を申し立てられ，工事着手の理解を得ることができず，工事の着手が困難となった。

このため，Ｅ箇所を廃工とし，当該区間は県費で既存根継工の修繕を行う。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　31,006,000 円】

（上記理由による増減額　▲1,073,000 円）

また、「５．Ｇ箇所の部分廃止

当該箇所は，平成 30 年７月豪雨により護岸が被災したため，被災した既設護岸を取壊し，コンクリートブロック積での復旧と根固め工にて採択を受けた。

査定申請時には，背後の土地所有者に工事内容の説明をし，同意を得ていたが，工事着手にあたり，再度現地で掘削影響範囲等について詳細に説明したところ，影響範囲が大きく，また，橋付近であり，工事期間中に主要地方道東海田広島線からの出入りができなくなることから，土地所有者の理解を得ることができず，工事の着手が困難となった。

このため，Ｇ箇所のコンクリートブロック積での復旧に係る部分（Ｌ=8.0m）を廃工とし，当該区間は県費で既存護岸の修繕及び根固め工を行う。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　31,006,000 円】

（上記理由による増減額　▲1,927,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞き取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は、いずれも事実でないと判定した。

実際には、「４．Ｅ箇所の廃止」及び「５．Ｇ箇所の部分廃止」のいずれも、土地所有者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することになった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 20 日付けで変更契約を締結し、令和５年６月 23 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、いずれも事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

「４．Ｅ箇所の廃止」及び「５．Ｇ箇所の部分廃止」については、いずれも協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4265 号　二級河川瀬野川水系瀬野川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系瀬野川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年 1 月 15 日から 1 月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＥ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　140,789,000 円】

【実単更正　151,041,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「査定時，工事用道路の必要用地については比較的交通量の少ない右岸側からの進入を計画し，無償借地として土地所有者の承諾を得ていた。その後，Ａ箇所とＣ箇所が完了したころ，土地所有者が死亡したため，相続人に対して再度工事説明をしたところ，土地の借地を拒否されたため，進入路及びＢ箇所の工事用道路について変更せざるを得なくなった。

このため，右岸側からの進入を取りやめ国道 2 号からの新たな進入路（工事用道路(盛土W=4.0m)）を設置したい。また，進入口が交通量の多い国道 2 号となることから，交通安全確保のため交通誘導警備員を計上したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　150,664,000 円】

（上記理由による増減額　　▲377,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、土地の借地は拒否されておらず、県が概略図面で発注後、受注者が現地精査を行い、工事打合せ簿により、右岸からの進入が困難なため左岸からの進入に変更することについて協議があり、令和元年 12 月 23 日付けで設計変更の対象として指示した上で、令和２年５月 20 日付けで変更契約を締結し、令和２年６月 17 日に完成している。

国との設計変更協議には、地元関係者と協議を行っていたこととした方が説明上の説得力が高いと判断し、事実でない内容で設計変更協議を行っていたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、右岸からの進入が困難であったことについては工事発注後の現地精査で明らかになったものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4292 号　二級河川瀬野川水系押出川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系押出川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年 1 月 15 日から 1 月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＡＦ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　173,921,000 円】
【実単更正　　209,347,000 円】
【決定額（第１回変更後）161,607,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「(1)部分廃工（Ａ，Ｂ，Ｖ，Ｘ，Ｙ箇所）

平成 30 年７月豪雨は，査定の簡素化の適用を受け設計しており，その後詳細設計を行った。平成 30 年災は不調不落が多発したことから，詳細に設計した資料で再度地元調整を行いつつ，当該箇所については令和４年２月から工事着手した。

査定時は当該渓流沿いの民地を借用し,既設護岸の取壊し及び根固めブロックの設置を行う計画であったが,土地所有者等との協議の結果，民地への影響が生じる既設護岸取壊しや大幅な民地の借用を伴う根固めブロックの設置等の施工方法に理解を得られなかった。

このため，施工ができない範囲については廃工とし，県費により埋戻コンクリートによる対応を行う。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　150,301,000 円】
（上記理由による増減額　▲19,736,000 円）

また、「(2)底張工の工法変更（C～H，Q～U，W，Z箇所）
平成30年7月豪雨は，査定の簡素化の適用を受け設計しており，その後詳細設計を行った。平成30年災は不調不落が多発したことから，詳細に設計した資料で再度地元調整を行いつつ，当該箇所については令和４年２月から工事着手した。
査定時は当該渓流沿いの民地を借用し，根固めブロックの設置を行う計画であったが，ブロック設置のためのクレーン設置を行う作業ヤードについて，民間において土地利用されており，施工方法に理解を得られなかった。
そのため，根固めブロックをとりやめ，民地への影響が少ない底張コンクリートに変更する。」
との内容について協議し、同意を得た。
【設計変更協議で同意を得た変更決定額　150,301,000円】
（上記理由による増減額　▲4,016,000円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、「(1)部分廃工（A，B，V，X，Y箇所)」について、土地所有者等と協議は行っておらず、護岸横の通路が狭く施工が困難であったため、県単独費で施工することとし、災害復旧事業としては廃工することとなり、A、B箇所は令和４年10月６日付けで変更契約を締結し、V、X、Y箇所は令和５年２月13日付けで変更契約を締結した。

また、「(2)底張工の工法変更（C～H，Q～U，W，Z箇所)」について、製作ヤードの調整はしておらず、受注者からの工事打合せ簿により、根固めブロックの搬入及び施工が不可能であるとの確認依頼があり、令和４年４月７日付けで底張コンクリートへの変更を通知した上で、令和５年２月13日付けで変更契約を締結した。

なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月23日に完成している。

国との設計変更協議には、(1)及び(2)については、地元関係者と協議を行っていたこととした方が説明上の説得力が高いと判断し、事実でない内容で設計変更協議をしていたものである。

（影響額の算定）

「(1)部分廃工（A，B，V，X，Y箇所)」について、協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

「(2)底張工の工法変更（C～H，Q～U，W，Z箇所)」について、協議内容は事実でないが、受注者からの確認依頼により、施工箇所への重機の通行困難を理由として底張コンクリートに変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5094 号　二級河川瀬野川水系西方地川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系西方地川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所から A0 箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　184,103,000円】

【実単更正　221,632,000円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「平成 30 年７月豪雨により護岸が被災したため，Ｄ箇所においてはコンクリートブロック積工での復旧および根固め工の採択を受けた。

実施に際し，背後地の安芸農業協同組合苗育センターの建物を詳細に調査したところ，外壁等に多数のクラックが確認された。今回の施工で建物の直近まで掘削等を行うため施工時の振動による影響で更なる損傷が懸念されることから，工事を取りやめるよう申し立てられた。

したがって，建物への影響を最小限とするため，やむを得ず県単独費で石積工及び空隙にコンクリート充填することとし，Ｄ箇所を廃工したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　224,614,000 円】

（上記理由による増減額　▲11,693,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、建物関係者から工事の取りやめについての申立てはなく、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月１日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 27 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・災害復旧事業の査定申請時には、被災した公共土木施設の管理者や管理区分の確認を徹底するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第1696号　その他河川木下川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年８月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川木下川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年12月20日から12月24日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸を現場打擁壁工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　9,733,000円】
【実単更正　12,713,000円】

令和６年２月29日付けの国との設計変更協議において、

「Ａ箇所においては、令和３年８月豪雨により、護岸（左岸）が被災したため、護岸工と護床工（根固めブロック・ふとんかご）により復旧することとし採択を受けた。

当該箇所は工事にあたり、工事用道路は右岸裏の民地を借用する計画とし、採択時には土地所有者から了承を得ていた。

①右岸側

その後、Ａ箇所の下流約1.0㎞の箇所で江田島市が実施した護岸の嵩上げ工事で田への段差が大きくなり、トラクターが進入できなくなる問題が発生した。

Ａ箇所の災害復旧工事の着手に先立ち、再度、右岸側の土地所有者に土地の借用について説明に伺ったところ、市と土地所有者の問題に対して、県が田への進入路を整備することを借用の条件とされた。（市工事関連の土地所有者と当該災害復旧工事関連の土地所有者は同一人物である。）

施設管理者が異なるため、県では対応できないことを回答したところ、土地所有者から借地を拒否された。

②左岸側

右岸側からの工事着手が困難となったため、左岸側の土地所有者（相続により査定時から土地所有者が変更）に護岸工復旧の説明と土地の借用について説明に伺ったところ、土地所有者から工事への同意と借地を拒否された。

このため、引き続き、土地所有者と交渉し査定決定の工法による復旧を目指していくこととするが、当面の対応として、やむを得ず県単独費で護岸等を補修（袋詰玉石設置、土砂埋戻し）することとし、Ａ箇所を廃工としたい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　6,052,000円】
（上記理由による増減額　▲7,052,000円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、土地所有者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和６年３月 15 日付けで変更契約を締結し、令和６年７月 30 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第 1005 号　一級河川太田川水系笹原川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年８月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川太田川水系笹原川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年 12 月 20 日から 12 月 24 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＦ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　91,433,000円】

【実単更正　110,047,000円】

令和７年２月７日付けの国との設計変更協議において、

「査定時、民有地（田畑）へ工事用道路を設置し、コンクリートブロック積工にて復旧する計画とし、地権者への借地同意を得て採択を受けた。

実施にあたって、地権者及び小作人へ改めて説明を行うと、小作人から工事用道路として利用することを拒否され、そのため地権者にも難色を示された。

その後説明を続けるも借地を認められず、また、他のルートも無いことから、査定決定工法による施工は困難となった。

このため、やむを得ず県単独費により、当面河川内から施行できる簡易な工法（土のう及びコンクリートキャンパス等）により補修することとし、Ｆ箇所を廃工としたい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　102,271,000 円】

（上記理由による増減額　▲7,776,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に地権者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和７年３月 18 日付けで変更契約を締結し、令和７年６月 12 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 12 号　その他河川久筋川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川久筋川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年９月 11 日から９月 14 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＧ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　21,383,000円】

【実単更正　24,332,000円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「査定時は，工事用道路の土地所有者でありＥ箇所背後地の地権者より無償借地の承諾を得ていたため，その土地を利用し施工を行う予定としていた。

実施にあたり，改めて工事の説明を行った際，Ｅ箇所の掘削時及びＦ箇所の既設護岸の取り壊し時に隣接上部に位置する擁壁（私有）及び畑が崩落するのではと懸念され，土地の借地について難色を示された。

協議を重ねたことで，土地の借地については了承していただいたが，Ｅ箇所の掘削及びＦ箇所護岸の取り壊しを実施しないことを条件に求められた。

このことから，Ｅ及びＦ箇所については，単独費により維持修繕（間詰）等を行うこととし，Ｅ及びＦ箇所を廃止する。

なお，地権者との協議は引き続き行い，同意が得られ次第，単独費にて査定決定内容で復旧する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　21,284,000 円】

（上記理由による増減額　▲3,048,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、土地所有者ではなく土地管理者と協議をしているものの、土地管理者は土地の借地について難色を示しておらず、工事は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年３月１日付けで変更契約を締結し、令和４年 10 月 27 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 95 号　その他河川西須川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川西須川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 10 月 15 日から 10 月 19 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＣ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　17,893,000円】

【実単更正　20,616,000円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「査定時は，工事用道路の土地所有者より無償借地の承諾を得ていたため，その土地を利用し施工を行う予定としていた。

工事実施にあたり，工事説明を行った際に土地所有者が代替わりしていたため，同意を得られなかった。有償での借地を検討し，協議を重ねたが折り合いがつかなかった。

これらのことから，単独費により維持修繕（寄せ石等）を行うこととし，Ａ箇所を廃止する。

なお，地権者との協議は引き続き行い，同意が得られ次第，単独費にて査定決定内容で復旧する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　13,368,000 円】

（上記理由による増減額　▲7,248,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に土地所有者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとした。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 20 日付けで変更契約を締結し、令和５年 10 月 27 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 800 号　二級河川野呂川水系野呂川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川野呂川水系野呂川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 11 月５日から 11 月９日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸を石積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＣ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　77,291,000 円】
【実単更正　96,659,000 円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「根固めブロック製作ヤードとして，被災現場付近の田畑を利用する予定であった。査定時においては，地権者から承諾を得ることが出来ていたが，施工時に再度連絡をしたところ，借地の承諾を得ることが出来なかった。また，付近で根固めブロックの製作ヤードをほかに確保することが出来なかったため，根固めブロックについて，現地製作から二次製品に変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　109,651,000 円】
（上記理由による増減額　＋5,107,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に地権者から承諾は得ておらず、受注者から工事打合せ簿により、製作ヤード、型枠の確保等を理由として、現場打ちコンクリートから二次製品利用に変更することについて協議があり、令和３年４月３日付けで変更を指示した上で令和４年２月 24 日付けで変更契約を締結し、令和４年３月９日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、受注者からの協議により施工ヤードの確保や施工が困難の理由で二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 1484 号　二級河川野呂川水系野呂川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川野呂川水系野呂川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 11 月 19 日から 11 月 22 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＪ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　143,493,000 円】
【実単更正　171,406,000 円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「根固めブロック製作ヤードとして，被災現場付近の田畑を利用する予定であった。査定時においては，地権者から承諾を得ることが出来ていたが，施工時に再度連絡をしたところ，借地の承諾を得ることが出来なかった。また，付近で根固めブロックの製作ヤードを他に確保することが出来なかったため，根固めブロックについて，現地製作から二次製品に変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　196,616,000 円】
（上記理由による増減額　＋15,447,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に地権者から承諾は得ておらず、受注者から工事打合せ簿により、製作ヤード、型枠の確保等を理由として、現場打ちコンクリートから二次製品利用に変更することについて協議があり、令和３年４月３日付けで変更を指示した上で令和４年２月 24 日付けで変更契約を締結し、令和４年３月９日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、受注者からの協議により施工ヤードの確保困難等の理由で二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 1486 号　その他河川久筋川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川久筋川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 11 月５日から 11 月９日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＭ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　44,497,000円】

【実単更正　45,780,000円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「査定時は，工事用道路の土地所有者より無償借地の承諾を得ていた為，その土地を利用し施工を行う予定としていた。

工事実施にあたり，工事説明を行った際に土地所有者が代替わりしていたため，同意を得られなかった。有償での借地を検討し，協議を重ねたが折り合いがつかなかった。

これらのことから，単独費により修繕維持（雑石積や間詰等）を行うこととし，Ａ，Ｂ，Ｆ及びＧ箇所を廃止する。

なお，地権者との協議は引き続き行い，同意が得られ次第，単独費にて査定決定内容で復旧する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　34,896,000 円】

（上記理由による増減額　▲10,884,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、土地所有者の代替わりはしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年３月１日付けで変更契約を締結し、令和４年 10 月 27 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5128 号　その他河川重生中央川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川重生中央川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＲ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　35,796,000円】

【実単更正　46,355,000円】

令和４年２月３日付けの国との設計変更協議において、

「平成 30 年 7 月豪雨災害は激甚災害であったことから「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針」に則り，国土交通省水管理・国土保全局防災課と協議し，査定の簡素化適用を受けた。

この中で「設計書に添付する図面等の効率化」の適用を受けており，当該箇所では，住宅地図を基に図上にて工事用道路工を設計し，査定決定を受けた。

実施にあたり，現地踏査を行った結果，現場へ向かう市道の幅員が狭く，施工には現道拡幅による工事用道路設置が必要であると判明したが，借地について地権者から了承を得ることが出来ず，資材運搬等が不可のため実施することが出来なくなった。

これらのことから，単独費により修繕維持（雑石積や間詰等）を行うこととし，Ｍ～Ｒ箇所を廃止する。

なお，地権者との協議は引き続き行い，同意が得られ次第，単独費にて査定決定内容で復旧する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　33,819,000 円】

（上記理由による増減額　▲12,536,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 30 日付けで変更契約を締結し、令和５年８月 30 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5131 号　その他河川西宇渡東川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川西宇渡東川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＧ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　7,038,000円】

【実単更正　8,427,000円】

令和４年２月３日付けの国との設計変更協議において、

「査定時は，工事用道路の土地所有者より無償提供の承諾を得ていたため，その土地を利用し施工を行う予定としていた。

工事着手にあたり，工事説明を行った際に土地所有者が代替わりしていたため，同意を得られなかった。有償での借地を検討し，協議を重ねたが折り合いがつかなかった。

これらのことから，単独費により維持修繕（雑石積等）を行うこととし，Ｆ及びＧ箇所を廃止する。なお，地権者との協議は引き続き行い，同意が得られ次第，単独費にて査定決定内容で復旧する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　3,125,000 円】

（上記理由による増減額　▲5,302,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に土地所有者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年３月 31 日付けで変更契約を締結し、令和５年８月 30 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5134 号　二級河川野呂川水系光木川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川野呂川水系光木川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年 1 月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＩ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　92,254,000円】

【実単更正　114,451,000円】

令和４年２月 15 日付けの国との設計変更協議において、

「査定時は，工事用道路の土地所有者より無償借地の承諾を得ていた為，その土地を利用し施工を行う予定としていた。

実施に当たり，改めて工事説明を行った際，土地所有者が代替わりしており，同意を得られなかった。有償での借地を検討し，協議を重ねたが折り合いがつかなかった。

これらのことから，単独費により維持修繕(Co 充填等）を行うこととし，Ｉ箇所を廃止したい。

なお，地権者との協議は引き続き行い，同意が得られ次第，単独費にて査定決定内容で復旧する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　121,999,000 円】※別途費（合併施工）含む

（上記理由による増減額　▲6,574,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に土地所有者と協議はしておらず、現地精査の結果、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年３月１日付けで変更契約を締結し、令和４年３月 29 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第1656号　一般県道中大迫清田線　道路災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年８月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一般県道中大迫清田線の道路災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年10月４日から10月８日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した道路下部の法面をコンクリートブロック積工で復旧するものである。

【決定額　　25,637,000円】

【実単更正　26,934,000円】

令和４年12月16日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所は，道路下部の法面をブロック積擁壁による復旧と崩壊により発生した土砂撤去・法面工及び排水工を設置する計画で査定決定を受けた。

査定後，実施に当たり工事説明を行う中で，法面下部の地形について崩土があることなどから，隣接地権者より官民境界について疑義が申し立てられた。

これを受け，工事説明を行い道路復旧について了解を得られるよう調整を行ってきたが，結果として，法面上部のブロック積擁壁部の了解を得ることができたが，官民境界に近接する排水工・法面工については施工の了解が得られず，官民境界について継続的に調整することとなった。このため，ブロック積擁壁より下部の法面部分については県単独費で応急対応として，仮排水工と法面工を行い，官民境界について了解を得た後，単独費にて復旧する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　22,865,000円】

（上記理由による増減額　▲4,069,000円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、隣地地権者と官民境界の立会は行っておらず、発注者から内容変更通知書により、道路境界付近の法面工及び排水構造物工を取りやめるよう令和４年７月19日付けで通知した上で、令和４年11月10日付けで変更契約を締結し、令和５年２月20日に完成している。

国との設計変更協議には、隣地地権者と協議を行っていたこととした方が説明上の説得力が高いと判断し、事実でない内容で設計変更協議を行っていたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・災害復旧事業の査定申請時には、被災した公共土木施設の管理者や管理区分の確認を徹底するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 96 号　その他河川西須川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川西須川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月３日から 12 月７日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＧ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　25,589,000円】

【実単更正　28,368,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「査定時は，工事用道路の土地所有者より無償借地の承諾を得ていた為，その土地を利用し施工を行う予定としていた。

実施にあたり，工事の詳細（SECT133.5 付近の巨岩を取り除き，ブロック積を施工する旨）の説明をしたところ，巨石については，動かすのであれば工事に協力できないと言われた。理由を聞いたところ，この巨石とこの下流（D 箇所付近）にあるもう１つの巨石は，西須川を守っている石として地域の人たちに昔から大切にされている（自治会長にも確認済み）ため，Ｇ箇所の工事用道路の土地を利用する事業承諾を得るのが難しい状況にある。このことから，Ｇ箇所の護岸工事を取りやめることとし，間詰工法により単独費で対応したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　25,881,000 円】

（上記理由による増減額　▲2,487,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に土地所有者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 20 日付けで変更契約を締結し、令和５年 10 月 27 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4316 号　その他河川大白明川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川大白明川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＨ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　29,831,000円】

【実単更正　29,865,000円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「平成 30 年災は査定の効率化にともない，簡素化した図面で査定を受けた。査定時は，背後の土地所有者より無償借地の承諾を得ており，その土地を利用し施工を行う予定としていた。

実施にあたり，工事について詳細説明をした際に，背後地の墓地所有者から，付近で着手している災害復旧工事で振動があったことから，墓への影響について危惧され，特に墓に近接しているＦ箇所について工事の中止を求められた。その後も着手に向け説得を行ってきたが，了解が得られず，墓地所有者の土地を利用しないと工事ができないことから，Ｆ箇所を廃止するものである。

このため，単独費により維持修繕（間詰工）を行うこととするが，引き続き墓地所有者と協議を行い，同意が得られ次第，単独費にて査定決定内容で復旧する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　28,093,000 円】

（上記理由による増減額　▲1,772,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、墓地所有者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 10 日付けで変更契約を締結し、令和６年３月 28 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5128 号　その他河川重生中央川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川重生中央川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＲ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　35,796,000 円】
【実単更正　　46,355,000 円】
【決定額（第一回変更）33,819,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「平成 30 年災は査定の効率化にともない，簡素化した図面で査定を受けた。その後，実施にあたり，再度詳細に現地踏査を行った結果，背後地も狭隘なことから作業ヤードの設置が必要となった。そこで，付近の地権者と協議を行ったが，平成 30 年から不調不落が発生し，工事の着手に時間を要したことなどから，民間の土地利用が行われており，作業ヤードの確保が困難であった。このため，当面は単独費により修繕維持（雑石積や間詰等）を行うこととし，Ｈ，Ｊ，Ｌ及びＫ個所を廃止する。

なお，地権者との協議は引き続き行い，同意が得られ次第，単独費にて査定決定内容で復旧する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　29,492,000 円】
（上記理由による増減額　　▲4,327,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、令和４年 11 月７日付けの工事履行報告書より、廃工箇所に近接するその他箇所ではブロック積工を施工しており、作業ヤード確保の可否ではなく、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年３月 31 日付けで変更契約を締結し、令和５年８月 30 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5129 号　その他河川大谷川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川大谷川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＩ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　40,568,000円】

【実単更正　50,642,000円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「Ａ，Ｂ箇所の廃止

平成 30 年災は査定の効率化にともない，簡素化した図面で査定を受けた。査定時には復旧について同意を得ていたが，実施にあたり，再度詳細に測量設計を行い，工事の詳細の説明を行った結果，現地が大規模に崩壊していたため，背後の土地所有者から官民境界について疑義を申し立てられた。その後も協議を重ねたが折り合いがつかず，結果，同意を得ることが出来なかった。このため，Ａ，Ｂ箇所の工事については，廃工とする。

なお，地権者との協議は引き続き行い，同意が得られ次第，単独費にて査定決定内容で復旧する。

Ｄ箇所の廃止

査定時には復旧について同意を得ていたが，現地着手にあたり施工範囲内に取水施設があることが判明し，水利地権者に工事の説明を行った。ところが，取水施設の改築を求められ，別途調整が必要となり不測の時間を要することとなったため，Ｄ箇所について廃工とする。

このため，単独費により維持修繕（間詰工等）を行うこととし，Ｄ箇所を廃止する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　34,524,000 円】

（上記理由による増減額　▲16,118,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、土地所有者と官民境界について協議をしておらず、水利権者からの要望も確認できなかった。工事は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 10 日付けで変更契約を締結し、令和６年３月 28 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・災害復旧事業の査定申請時には、被災した公共土木施設の管理者や管理区分の確認を徹底するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5135 号　二級河川野呂川水系中畑川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川野呂川水系中畑川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年 1 月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＡＥ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　85,594,000円】
【実単更正　108,716,000円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については，既設構造物を撤去し，新設のコンクリート擁壁等で復旧する計画としていた。しかし，近接の道路排水の移設の計画があり，当該箇所との調整が生じた。その調整に時間を要していることから，C 箇所については廃工としたい。廃工とする箇所は単独費により一時的な対応を行う。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　116,961,000 円】
（上記理由による増減額　　▲474,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、道路排水の管理者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年２月 10 日付けで変更契約を締結し、令和５年２月 17 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

・災害復旧事業の査定申請時には、被災した公共土木施設の管理者や管理区分の確認を徹底するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5136 号　その他河川大谷川支川（倉橋）　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川大谷川支川（倉橋）の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＤ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　24,026,000円】

【実単更正　26,708,000円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「平成 30 年災は査定の効率化にともない，簡素化した図面で査定を受けた。査定時には復旧について同意を得ており，右岸側から着手し順次進めていた。当該現場には河床部に多くの転石があり，Ｃｏブロック積の施工のために掘削を行っていた際に，振動が発生し，墓地への影響を心配された周辺土地所有者から左岸側（Ａ，Ｃ箇所）の工事の中止を求められた。その後も継続的に協議を重ねたが，護岸工事の了解を得ることができなかった。このため，この箇所について廃止し，単独費により間詰工等の修繕工事を行いたい。

引き続き，関係者と協議を行い，了解を得しだい，査定決定工法により復旧を行うこととする。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　15,539,000 円】

（上記理由による増減額　▲11,169,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に土地所有者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 10 日付けで変更契約を締結し、令和６年３月 28 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5142 号　その他河川大谷川支川（倉橋）　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川大谷川支川（倉橋）の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＲ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　47,282,000円】

【実単更正　51,406,000円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「Ｆ，Ｋ，Ｊ，Ｐ箇所

平成 30 年災は査定の効率化に伴い，簡素化した図面で査定を受けた。査定時には災害復旧について周辺土地所有者から同意を得て申請を行っていた。その後実施にあたり，詳細に調査設計を行い，地元説明を行ったところ，大規模に護岸崩壊している箇所などで背後地の土地所有者から官民境界について疑義を申し立てられた。その後，背後の土地所有者と協議を継続して実施してきたが，了解を得られないため，廃工とする。

Ｉ，Ｑ箇所

Ｉ及びＱ箇所については，市道と近接した工事現場であり，通行止めを行う必要があり，事前に道路管理者及び地元関係者との了承を得ていた。しかし，平成 30 年から不調不落が発生し，工事の着手までに時間を要したことなどから，再度工事実施段階において通行止めについて協議したところ，全面通行止めとなることから，地元調整などに不測の時間を要することとなった。このため，廃工することとなった。

廃止するいずれの箇所も，協議・調整が整い次第，県単独費にて対応する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　32,184,000 円】

（上記理由による増減額　▲19,222,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に土地所有者や地元関係者と協議はしておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 13 日付けで変更契約を締結し、令和６年３月 28 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第 42 号　その他河川名川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川名川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年９月 13 日から９月 17 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　3,841,000 円】
【実単更正　3,903,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については，民間の土地に工事用道路を設置し，コンクリートブロック積工等で復旧することとしていた。査定時は，工事用道路の設置について土地所有者より利用の了承を受け，災害復旧工事を申請し，採択を受けた。R3 年災害では，当該地区を含め，多数の応急対応が必要な箇所が発生したことにより，R3 年に工事実施する予定が遅れることとなった。工事着手の見込みが立ったため再度土地所有者と交渉したところ，被災時は果樹の収穫を一時的に行っていたことから了承を得ていたが，果樹の収穫を再開されていたことから，当初の工事用道路の法線では土地の利用の了承が得られなかった。そのため，工事用道路の法線及び形状（敷鉄板から盛土）の変更を行う。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　9,755,000 円】
（上記理由による増減額　＋5,852,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に土地所有者と協議は行っておらず、経済性を考慮した線形で査定申請している。受注者にヒアリングした結果、施工時において地権者と工事用道路の法線について協議を実施した上で、地権者からの要望をもとに法線を変更していることを確認しており、このことについて令和５年３月１日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 14 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、査定後に土地所有者からの要望をもとに工事用道路の法線を変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3814 号　その他河川西の川支川（竹原）　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川西の川支川（竹原）の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 25 日から 12 月 27 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＨ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　37,768,000円】

【実単更正　45,121,000円】

令和４年２月 15 日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所においては，河川の側方浸食により護岸が被災し，コンクリートブロック積みにて査定決定を受けた。

査定時は，工事用道路の無償借地について地権者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ立入りを拒否された。工事用道路を使用しなければ決定工法での施工が不可能なため，D～H 箇所について廃止したい。

廃止する D～H 箇所については，応急的な対策として大型土のうを設置する等を実施し，引き続き地権者と協議を行い，同意後に査定決定内容による復旧を県単独費にて行う。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　18,305,000 円】

（上記理由による増減額　▲26,903,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、未施工箇所については県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年９月 26 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 1870 号　二級河川賀茂川水系片山谷川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川賀茂川水系片山谷川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 11 月 12 日から 11 月 16 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＤ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　16,449,000円】

【実単更正　19,625,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年６月にようやく着手可能となった。R3 年度の７月，８月豪雨災害を受け，当該地区も含め竹原市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.4～R4.11 に変更となった。隣接地について関係者の工事了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから民間において土地利用を行うこととされており，関係地権者より立ち入りを拒否された。そのため隣接地に立ち入らずに，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

廃工とする範囲については現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　7,844,000 円】

（上記理由による増減額　▲11,780,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年９月８日付けで変更契約を締結し、令和４年９月 26 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 1871 号　その他河川諏訪谷川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川諏訪谷川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 11 月 12 日から 11 月 16 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＴ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　40,684,000円】

【実単更正　51,249,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「当該申請箇所の N～T 箇所については民地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年８月にようやく工事に着手する計画となった。しかしながら，R3 年度の７月，８月豪雨を受けて，当該地区も含め竹原市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.8～R5.3 に変更となった。工事に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから民間において土地利用を行うこととされており，土地地権者から立ち入りを拒否された。そのため工事用道路設置ができず，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

廃工する当該箇所については，当面河川内から施工できる簡易な工法で補修する。隣接する他工事が終了した後に地元と交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　41,077,000 円】

（上記理由による増減額　▲11,044,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年１月 25 日付けで変更契約を締結し、令和５年２月 27 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 2759 号　二級河川三津大川水系隠畑川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川三津大川水系隠畑川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月３日から 12 月７日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＨ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　29,426,000円】

【実単更正　37,503,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「A～H 箇所の８箇所については，営農地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。査定時には工事用道路の承諾を得ていたが，H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年２月にようやく業者が決定した。施工に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ており，H 箇所から施工を着手するための工事用道路を設置し着手した。その後，R3 年７月，８月豪雨災害を受け，当該地区も含め東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，H 箇所は完成したものの，他箇所の着手に時間を要することとなった。この間，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから民間において工事用道路設置箇所について土地利用を行うこととなり，関係地権者から継続的な立ち入りについて拒否された。残る A～G 箇所の施工について理解を得られない状況になったため，H 箇所が完成した時点で他箇所については施工せずに工事用道路を撤去した。引き続き再開のために交渉をするも理解が得られず，A～G 箇所について廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　6,736,000 円】

（上記理由による増減額　▲30,767,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 13 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 28 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3101 号　二級河川黒瀬川水系イラスケ川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川黒瀬川水系イラスケ川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 10 日から 12 月 14 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　6,185,000円】

【実単更正　7,359,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「B 箇所については，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航した。不調不落を 3 回繰り返したのち，随意契約により R3 年３月にようやく業者が決定した。業者が受注後も技術者不足であったことや，R3 年の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内の応急対応が必要となったことにより，工事の着手に時間を要した。工事着手までに時間がかかったことから，査定時には，工事用道路の利用について関係者地権者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，関係地権者が背後地を利用するため立ち入りを拒否された。そのため，工事用道路の設置ができず，査定決定工法による施工ができないため廃工とする。

廃工する当該箇所については，関係者と協議した結果，当面の現場対応として県単独費により工事用道路を設置することなく施工可能で応急的な補修を実施する。なお，引き続き交渉を行い，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　4,272,000 円】

（上記理由による増減額　▲1,913,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、関係地権者と協議しておらず、仮設工に不測の日数と費用を要したことから、未施工であったＢ箇所について県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月９日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 28 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3111 号　二級河川蛇道川水系蛇道川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川蛇道川水系蛇道川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 10 日から 12 月 14 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＰ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　42,454,000 円】
【実単更正　　55,715,000 円】
【決定額（第１回変更）57,203,000 円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「A～C，G～K,M,O 箇所については，民地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年２月にようやく業者が決定した。業者が受注後も技術者不足で着工に至らず，調整の結果，営農期間を避けて R3.11～R4.2 に施工する計画としていた。R3 年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内の応急対応が必要となったことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.8～R4.11 に変更となった。工事に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，工事用道路等で使用する予定としていた土地について民間において土地利用するなどの理由で，関係地権者より継続的な立ち入りを拒否された。そのため工事用道路設置ができず，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。

D～F,L 箇所については市道の通行を確保するために道路管理者による補修を予定しており，一定の安全が確保されるため査定決定工法による復旧の必要がなくなったため廃工とする。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　18,509,000 円】
（上記理由による増減額　▲38,694,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年１月 11 日及び令和５年１月 19 日付けで変更契約を締結し、令和５年２月８日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・災害復旧事業の査定申請時には、被災した公共土木施設の管理者や管理区分の確認を徹底するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3121 号　その他河川西の川（竹原）　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川西の川（竹原）の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 10 日から 12 月 14 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＥ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　22,081,000 円】

【実単更正　25,118,000 円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「Ａ，Ｃ，Ｄ箇所については，営農地へ工事用道路を設置し,既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し,R3.11～R4.2 に施工する計画としていた。R3 年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内の応急対応が必要となったことにより,工事の中断が発生し,工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.4～R4.11 に変更となった。工事に供するための作業ヤードおよび工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが,工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから民間において土地利用することとなり，関係地権者より継続的な立ち入りを拒否された。そのため工事用道路設置ができず，作業ヤードも確保できないため，査定決定工法による施工が不可能であることから廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　13,629,000 円】

（上記理由による増減額　▲11,489,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年 10 月 19 日付けで変更契約を締結し、令和４年 10 月 25 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成30年災　第3122号　二級河川高野川水系（安芸津）太田川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川高野川水系（安芸津）太田川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成30年12月10日から12月14日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はA箇所からG箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　22,915,000円】

【実単更正　30,466,000円】

令和５年２月27日付けの国との設計変更協議において、

「被災当初，生活道路である市道脇のB，E箇所について単独費にて応急対応したうえで解放した。その後，A，B，E箇所については隣接する市道を通行止めにしたうえで，C，D，F，Gについては工事用道路を設置したうえで，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。

いずれの箇所もH30年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し,R3年5月にようやく工事に着手できることになった。D箇所より工事着手し，工事完成したが，その後R3年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。このため，残る工事の施工時期がR4.8以降となった。長期にわたり，復旧が進んでいなかったことから民間において迂回路や工事用道路部分について土地利用を行うこととされ，関係地権者から継続的な立ち入りを拒否されたことから，工事用道路を撤去することになった。土地利用が困難となったA～C,E～G箇所について査定決定工法による施工が不可能となった。

以上の理由によりD箇所以外のA～C箇所，E～G 箇所を廃工とする。

廃工する当該箇所については，当面河川内から施工できる簡易な工法で補修する。隣接する他工事が終了した後に地元と交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　7,830,000円】

（上記理由による増減額　▲22,636,000円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年１月 13 日付けで変更契約を締結し、令和５年２月８日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3382 号　二級河川黒瀬川水系イラスケ川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川黒瀬川水系イラスケ川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＨ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　30,687,000円】

【実単更正　35,051,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「B，C，D，E，H 箇所の５箇所については，背後地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。当初の予定では，R3.４～６に A 箇所を施工し，出水期明けの R3.11～R4.5 に残りの箇所を施工する計画としていたが，R3 年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市黒瀬町内の応急対応が必要となったことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。護岸を施工するにあたり，工事用道路や床掘等影響にかかる関係者の施工同意を得ていたが，工事を再度着手する前に再び協議したところ，工事着手までに時間がかかったことから，関係地権者が背後地を利用するため立ち入りを拒否された。このことから，査定決定工法による施工ができないため廃工とする。なお，廃工した B，C，D，E，H 箇所については，背後地に影響を与えないように，河川内で施工できる簡易的な補修を県単独費により実施する。

F,G 箇所の２箇所については，生活道の橋梁に近接し,既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工で原型復旧を行う計画であった。実施にあたり，安全管理の観点から,生活道路の一部を通行止めすることで施工する計画を立てていたが，地元代表者に同意を得る事が出来なかった。そのため当面の現場対応として，既設の護岸を利用した簡易的な補修を県単独費により実施する。

なお B，C，D，E，F，G，H 箇所について，将来的には査定決定内容による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　4,447,000 円】

（上記理由による増減額　▲30,604,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、期限内の工事完了が困難となったことから、未施工箇所については県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年 11 月 14 日付けで変更契約を締結し、令和４年 11 月 30 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3737 号　二級河川三津大川水系隠畑川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川三津大川水系隠畑川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 17 日から 12 月 21 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＪ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　43,128,000 円】

【実単更正　51,957,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については，民地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航したが，令和３年度に入りようやく受注者が決まりR3.11～R4.2 に施工する計画としていた。その後 R3 年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.8～R4.11 に変更となった。工事に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，B～J 箇所の工事用道路で使用する予定としていた土地について民間において関係地権者より継続的な立ち入りを拒否された。また，A 箇所の水路管理者も同様に復旧工事が進んでいなかったことから応急対応を強く求められ実施することとなった。これらにより査定決定工法による施工が不可能であるため，施工に対して協力の得られた G 箇所の一部以外を廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　6,354,000 円】

（上記理由による増減額　▲45,603,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 13 日付けで変更契約を締結し、令和６年 10 月 18 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3979 号　二級河川賀茂川水系滝ヶ谷川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川賀茂川水系滝ヶ谷川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 7 日から１月 11 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＰ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　90,185,000 円】
【実単更正　　102,095,000円】
【決定額（第１回変更後）108,748,000 円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「A 箇所は，営農地に工事用道路を設置し，コンクリートブロック積で復旧することとしていた。H30 年当初から発注事務を行っていたが不調不落により施工業者が決まらず，R3.11 に施工する予定としていたが，R3 年 7 月及び 8 月の豪雨災害を受け，当該地区含め竹原市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の一時中止を講じることとなり，現地着手がさらに遅れることとなった。R3 年災害の応急対応により，着手時期を R4.9～R4.12 に変更することとし，再度地元協議を行ったところ，民間において土地利用することとなり，工事用道路設置予定箇所の地権者が継続的な立ち入りを拒否したため，工事用道路の設置ができず査定決定工法による施工が不可能となった。これに伴い，工事用道路を設置し，復旧する箇所である A 箇所は廃工とする。

B 箇所，N 箇所及び O 箇所は，営農地に工事用道路を設置し，コンクリートブロック積で復旧することとしていた。A 箇所と同様の理由により，着手が遅れていたが，B 箇所は，R3.7 に施工，C 箇所は R3.6 に施工する予定としていた。先に C 箇所を施工し，B 箇所に着手しようとしたところ，R3 年 7 月及び 8 月の豪雨災害を受け，工事の中断を余儀なくされた。復旧工事の着手が R4 年度になり，A 箇所と同様の理由により，工事用道路を撤去する必要が生じた。このため，工事用道路の設置が必要な B 箇所は廃工とする。

N 箇所及び O 箇所についても，工事用道路を設置し，P 箇所→O 箇所→N 箇所の順に施工することとしていたが，P 箇所施工後に，R3 年 7 月及び 8 月の豪雨災害を受け，工事の中断を余儀なくされた。復旧工事の着手が R4 年度になり，A 箇所と同様の理由により，工事用道路を撤去する必要が生じた。このため，工事用道路の設置が必要な箇所である O 箇所及び N 箇所は廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　86,405,000 円】
（上記理由による増減額　▲22,343,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年 12 月 26 日付け及び令和５年２月 28 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 28 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3988 号　二級河川高野川水系（安芸津）太田川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川高野川水系（安芸津）太田川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月７日から１月 11 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＲ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　59,365,000 円】
【実単更正　　79,582,000 円】
【決定額（第一回変更）81,551,000 円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については民地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年 3 月から工事用道路の借地契約を行い K,N,O 箇所に工事着手した。R3 年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，K,N,O 箇所を完成させた時点で工事を中断することとし，工程の変更が余儀なくされた。その後，R4 年 9 月以降で工事を進めることとしたが，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，工事用道路等で使用する予定としていた土地について民間において土地利用することとなり，関係地権者より継続的な土地の立ち入りを拒否された。この結果，工事用道路が設置できない状況となり，査定決定工法による施工が不可能となった。以上の理由により K,N,O 箇所以外の A～J，L，M，P～R 箇所を廃工とする。

廃工する当該箇所については，当面河川内から施工できる簡易な工法で補修する。隣接する他工事が終了した後に地元と交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　20,942,000 円】
（上記理由による増減額　▲60,609,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年９月 16 日付け、令和４年９月 22 日付け及び令和５年３月 16 日付けで変更契約を締結し、令和５年４月 17 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4370 号　二級河川高野川水系（安芸津）太田川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川高野川水系（安芸津）太田川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＥ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　11,996,000 円】

【実単更正　16,529,000 円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「B～E 箇所については民地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年 6 月に着手することとなった。R3 年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内で多数の応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.8～R5.3 に変更となった。工事に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，民間において土地利用を行うこととされており，土地地権者より継続的な立ち入りを拒否された。このため工事用道路設置ができず，工事用道路を設置できた A 箇所以外の B～E 箇所は査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

廃工する当該箇所については，当面河川内から施工できる簡易な工法で補修する。隣接する他工事が終了した後に地元と交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　4,863,000 円】

（上記理由による増減額　▲10,847,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年１月 26 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 14 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4374 号　二級河川三津大川水系隠畑川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川三津大川水系隠畑川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＧ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　24,625,000 円】

【実単更正　28,016,000 円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「B～G 箇所について，民地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3.8～R4.2 に施工する計画としていた。R3 年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.8～R5.4 に変更となった。工事に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，工事用道路で使用する予定としていた土地について民間において土地利用することとなり，土地地権者から継続的な土地の立ち入りを拒否された。工事用道路の設置ができなくなったことから，査定決定工法による施工が不可能になった B～G 箇所を廃工とする。

廃工する B～G 箇所については当面の現場対応として県単独費により河川内から施工できる応急的な補修を施工する。なお，地権者への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　4,260,000 円】

（上記理由による増減額　▲23,756,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年１月 16 日付け及び令和５年３月 13 日付けで変更契約を締結し、令和６年３月 11 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4700 号　二級河川黒瀬川水系黒瀬川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川黒瀬川水系黒瀬川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 21 日から１月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＨ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　24,952,000円】

【実単更正　25,675,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「当該申請箇所の B,C,D,E,F 箇所については既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。平成 30 年から発注作業を行うも，不調不落により施工業者決定が難航し，令和２年９月に決定した。その後，令和２年災及び３年災により，東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことなどにより，現場着手が令和４年の８月からと工程の変更が余儀なくされた。査定時には工事用道路を設置する地権者から了解を得ていたが，工事の復旧までに時間がかかってしまったことから，民間において土地利用が行われており，土地所有者から継続的な工事用道路の設置について了解が得られず，査定決定工法による施工が不可能となったため廃工とする。

廃工する箇所については当面の現場対応として，県単独費により応急的な補修を行う。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　12,239,000 円】

（上記理由による増減額　▲13,436,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、事務所に保管されていた協議録から、査定時に地権者の了解を得ていたこと、及び民間において土地利用が行われていたことについては確認できなかったが、工事着手時に地元からの協力が得られなかったことは事実であった。このことから県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。

なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年９月 12 日付けで変更契約を締結し、令和４年 10 月 17 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4716 号　二級河川木谷郷川水系木谷郷川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川木谷郷川水系木谷郷川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 21 日から１月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＦ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　39,113,000 円】

【実単更正　49,138,000 円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年６月にようやく着手可能になった。施工に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ており，下流の右岸に工事用道路を設置したうえでＣ箇所から着手した。R3 年度の７月，８月豪雨災害を受け，当該地区も含め東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.8～R4.11 に変更となった。長期にわたり復旧が進んでいなかったことから民間において土地利用を行うこととされており，関係地権者より継続的な立ち入りを拒否された。そのためすでに着手していたＣ箇所を完成させ，すぐに工事用道路を撤去した。工事用道路が使えないためＡ箇所については査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。また，D～F 箇所についてはＥ箇所から着手し施工できたものの，A～C 箇所と同様の理由で工事用道路をすぐに撤去したため，D，F 箇所について施工ができなくなった。工事用道路設置ができず，査定決定工法による施工が不可能であるため残った A,B,D,F 箇所について廃工とする。廃工とする A,B,D,F 箇所については現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。

いずれの箇所も地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　30,230,000 円】

（上記理由による増減額　▲18,908,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年１月５日付け及び令和５年１月 10 日付けで変更契約を締結し、令和５年２月８日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5223 号　一般県道小田白市線　道路災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一般県道小田白市線の道路災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した道路をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＦ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　22,116,000円】

【実単更正　26,053,000円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「査定時には現況道路施設の敷地内での復旧を計画しており，付近の土地所有者から承諾を得て復旧事業を進めていたが，工事着手前に詳細な施工位置を示して地元説明を行ったところ，復旧工事の敷地内に民地が存在することを主張された。官民境界の確認及び調整を行ったが不調に終わっているため，Ｂ箇所を廃工としたい。

継続して用地の整理を行い，調整出来次第，県単独費でＢ箇所の復旧工事を行う。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　21,080,000 円】

（上記理由による増減額　▲4,973,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、Ｂ箇所については官民境界の確認及び調整を行っておらず、県の判断で簡易な工法で修繕を行うこととし、県単独費による復旧工事を実施することとなったため、災害復旧事業としては当該箇所を部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年７月 25 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月８日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第159号　二級河川三津大川水系三津大川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川三津大川水系三津大川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年10月11日から10月15日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からW箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　142,324,000円】

【実単更正　163,524,000円】

令和５年２月27日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については，H30年災害をうけ，平成30年災害3096号で採択された箇所が令和3年度豪雨災害で増破し，令和３年災災害第159号（内未成）として採択されたものである。

既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。

H30年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，令和３年６月に着手可能となった。施工に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ており，下流の左右岸に工事用道路を設置したうえでB箇所から着手した。B箇所の施工中にR3年度の７月，８月豪雨災害を受け，当該地区も含め東広島市内で多数の応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされ，施工時期がＲ４.10～Ｒ５．３となった。長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，民間において土地利用することとなり，関係地権者より早期の工事用道路の撤去と継続的な土地の立ち入りを拒否された。そのためすでに着手していたB箇所以外のA,C～W箇所については査定決定工法による施工が不可能となったため廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　10,075,000円】

（上記理由による増減額　▲153,449,000円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年 12 月 28 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 13 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第 207 号　二級河川高野川水系（安芸津）太田川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川高野川水系（安芸津）太田川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年 10 月 11 日から 10 月 15 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＵ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　58,339,000 円】

【実単更正　70,195,000 円】

令和５年２月 27 日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については，H30 年災害をうけ，平成 30 年災害 4734 号で採択された箇所が令和 3 年度豪雨災害で増破し，令和３年災災害第 207 号（内未成）として採択されたものである。

当該現場は H30 年より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年度から工事を着手することとなった。工事用道路を設置し，護岸工事を G,H,F,B,C と進め順次完成していた。残る A,D,E,I～U 箇所については，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であったが，令和３年度の７月，８月豪雨災害で，東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより当該箇所の着手ができず，施工時期がＲ４．８～Ｒ５．３となった。平成 30 年災害から長期にわたり復旧が進んでいないことから工事用道路の設置範囲について民間において土地利用することとなり，関係地権者より継続的な立ち入りを拒否された。この結果，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　33,392,000 円】

（上記理由による増減額　▲36,803,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月１日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 15 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 1209 号　二級河川蛇道川水系蛇道川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川蛇道川水系蛇道川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 10 月 22 日から 10 月 26 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＥ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　17,637,000 円】

【実単更正　19,788,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「当該申請箇所の B～E 箇所について既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。事業説明を行い，工事着手について了解をされたため、C 箇所から着手し工事を進めていたところ，家が近接していることから騒音振動にかかる苦情を申し立てられ，事業の継続について反対された。粘り強く協議説明したが C 箇所の一部の工事を進めることについて了解がとれたものの，他箇所については理解が得られず，査定決定工法による施工が不可能となったため部分的に廃工とする。

廃工する箇所については当面の現場対応として，県単独費により振動騒音の少ない応急的な補修により施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　3,167,000 円】

（上記理由による増減額　▲16,150,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年 12 月 13 日付けで変更契約を締結し、令和５年１月 18 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 1495 号　二級河川蛇道川水系蛇道川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川蛇道川水系蛇道川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 11 月５日から 11 月９日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＧ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　36,627,000 円】

【実単更正　43,978,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「当該申請箇所のＥ箇所については既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。施工を進めていたところ，付近の工事での騒音振動から，家屋への影響を懸念され，施工についての理解が得られず，査定決定工法による施工が不可能となったため廃工とする。

廃工する箇所については当面の現場対応として，県単独費により振動騒音の少ない応急的な補修により施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　34,806,000 円】

（上記理由による増減額　▲9,450,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年４月 13 日付けで変更契約を締結し、令和４年４月 22 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成30年災　第1496号　二級河川蛇道川水系蛇道川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成30年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川蛇道川水系蛇道川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成30年11月５日から11月９日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＪ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　26,035,000円】

【実単更正　34,143,000円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「A,B箇所については，営農地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3年11月にようやく工事着手の予定となった。R3年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の着手がさらに遅れ，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期がR4.8～R4.11に変更となった。工事に供するための工事用道路の無償借地について，査定時には関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，工事用道路等で使用する予定としていた土地について民間において土地利用することとなり，関係地権者より継続的な土地の立ち入りを拒否された。そのため工事用道路設置ができず，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　29,381,000円】

（上記理由による増減額　▲4,762,000円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年２月 14 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 13 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成30年災　第2185号　二級河川蛇道川水系蛇道川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成30年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川蛇道川水系蛇道川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成30年11月19日から11月22日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＮ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　39,049,000円】

【実単更正　50,897,000円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「D，E，F，H箇所については，営農地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3年度に入り，R3.11～R4.2にようやく着手できる見込みとなった。しかし，R3年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内の多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期がR4.8～R4.11に変更となった。工事に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから民間において土地利用することとなり，関係地権者より継続的な立ち入りを拒否された。そのため工事用道路設置ができず，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　37,106,000円】

（上記理由による増減額　▲13,971,000円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年５月９日付けで変更契約を締結し、令和５年６月６日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 2194 号　二級河川三津大川水系隠畑川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川三津大川水系隠畑川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 11 月 19 日から 11 月 22 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＭ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　66,621,000 円】

【実単更正　86,914,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「当初，E 箇所について，隣接する市道を通行止めにしたうえで既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。施工にあたり，地元説明を行った結果迂回路がなく，緊急車両の通行が不可能となるため，E 箇所について全面通行止めをおこなわないよう求められた。道路管理者の市と協議したが，地元調整の結果も含め，全面通行止めについては認められないこととなった。E 箇所付近には建物もあり，迂回路の設置ができず，交通止めしなければ査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

F,G,およびL,M 箇所については営農地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。査定時には工事用道路の設置について了解を得ていたが，H30 年当初より不調不落が発生し施工業者の決定が難航したこと，R3 年度の７月，８月豪雨災害を受けて，施工業者が他箇所の応急対応を行う必要が生じたことなどから，工事着手に大きな遅れが生じた。このため，工事着手にあたり，再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，民間において土地利用を行うこととされており，関係地権者より立ち入りを拒否された。事業協力が得られなくなったことから，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

廃工する E,F,G,L,M 箇所については当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　68,575,000 円】

（上記理由による増減額　▲18,971,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年１月６日付け及び令和５年３月 13 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 27 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 2744 号　二級河川木谷郷川水系木谷郷川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川木谷郷川水系木谷郷川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月３日から 12 月７日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＩ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　37,373,000 円】

【実単更正　47,748,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「F 箇所については既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。近接している家屋に影響なく施工するものとし，住民へ承諾を得ていたが，着工にあたり再度協議したところ周辺での工事の状況から，騒音及び振動の心配をされ，施工を拒否された。事業協力が得られなくなったことから，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

廃工する当該箇所については，床掘等が伴わず河川内から施工でき，振動の少ない簡易な工法で応急的に補修する。今後引き続き地権者地と交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　44,721,000 円】

（上記理由による増減額　▲2,539,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年 12 月５日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 13 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3100 号　二級河川高野川水系（安芸津）太田川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川高野川水系（安芸津）太田川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 10 日から 12 月 14 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＨ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　37,563,000 円】

【実単更正　46,207,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「B 箇所の施工にあたり，施工業者と現地調査した結果，申請工法で施工すると里道橋を撤去して工事を行う必要があったが，対岸の田の耕作者から橋梁を撤去しての施工については理解が得られないため，B 箇所については申請工法ではなく県単独費により簡易な工法で施工する。

C,G 箇所の 2 箇所については，営農地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。査定時には工事用道路の設置について了解を得ていたが，H30 年当初より不調不落が発生し施工業者決定が難航したこと，また R3 年の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内の応急対応が必要となったことにより，着手時期の変更が余儀なくされた。工事実施にあたり，再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，民間において土地利用を行うこととされており，関係地権者より立ち入りを拒否された。工事用道路の設置ができず，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，将来的には地元同意を得て，査定決定内容による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　36,695,000 円】

（上記理由による増減額　▲10,166,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年 10 月 13 日付けで変更契約を締結し、令和４年 10 月 26 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3798 号　二級河川木谷郷川水系木谷郷川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川木谷郷川水系木谷郷川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 25 日から 12 月 27 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＧ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　27,942,000 円】

【実単更正　36,728,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「A，D，F 箇所については，民地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3.11～R4.2 に施工する予定となった。しかし，R3 年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.8～R4.11 に変更となった。工事に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから民間において土地利用を行うこととされており，関係地権者より継続的な立ち入りを拒否された。そのため工事用道路設置ができず，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

E 箇所については市道の通行に支障になる期間が長期にわたることになり，道路管理者により一定の安全を確保するため，兼用護岸の補修をしたため，査定決定工法による施工が不要となったため廃工とする。

いずれの箇所も地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　23,445,000 円】

（上記理由による増減額　▲13,082,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年２月１日付け及び令和５年５月 16 日付けで変更契約を締結し、令和５年５月 30 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3815 号　その他河川三尾川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川三尾川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 25 日から 12 月 27 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＥ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　7,903,000 円】

【実単更正　10,277,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「A,B,C 箇所の 3 箇所については，民地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年６月にようやく業者が決定した。査定時には工事に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，民間において土地利用を行うこととされており，関係地権者より立ち入りを拒否された。そのため工事用道路設置ができず，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

廃工する当該箇所については，当面河川内から施工できる簡易な工法で補修する。隣接する他工事が終了した後に地元と交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　4,613,000 円】

（上記理由による増減額　▲5,796,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年１月 30 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 23 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3976 号　二級河川木谷郷川水系木谷郷川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川木谷郷川水系木谷郷川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＫ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　44,255,000 円】

【実単更正　59,260,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については，民地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航したことから，R３年６月に着手することとなった。施工に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ており，下流の左右岸に工事用道路を設置したうえでＥ箇所及びI,J 箇所から着手した。E，I，J 箇所の施工が完了したＲ３年度の７月と８月に豪雨災害を受け，当該地区も含め東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.11 月以降に変更となり，関係地権者に説明を行ったところ，背後地及び工事用道路部分の土地利用を行いたいため継続工事について拒否された。そのためすでに完成していたE，I，J 箇所以外のA～D，F～H，K 箇所については査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　30,730,000 円】

（上記理由による増減額　▲28,530,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 24 日付けで変更契約を締結し、令和５年７月 27 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3978 号　二級河川賀茂川水系古家谷川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川賀茂川水系古家谷川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月７日から１月 11 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＭ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　34,832,000 円】

【実単更正　44,488,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「G，I，K 及びＬ箇所は，市道との兼用護岸をコンクリートブロック積で復旧することとしていた。H30 年当初から発注事務を行っていたが不調不落により施工業者が決まらず，R3．９～R3.12 に施工する予定となった。G,I,K 及びＬ箇所の施工中は市道が通行止めとなることを地元に伝えたところ，生活道であり，緊急車両が通行不可能となることから，市道を止めることへの理解が得られなかったため，迂回路を民地に設置することとして承諾を得た。迂回路設置のため地権者と調整したところ了承が得られた。しかし，R3 年７月及び８月の豪雨災害を受け，当該地区を含め竹原市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の一時中止を講じることとなり，工程の変更が余儀なくされた。その後，着手時期を R4.9～R4.12 に変更することとし，再度地元協議を行ったところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，迂回路設置予定箇所において民間において土地利用することとなり，関係地権者から継続的な土地の立ち入りを拒否された。このため，迂回路の設置ができず査定決定工法による施工が不可能となった。これに伴い，G,I,K 及びＬ箇所は廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　31,750,000 円】

（上記理由による増減額　▲12,895,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年２月１日付けで変更契約を締結し、令和６年６月 25 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4719 号　二級河川沼田川水系大谷川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川沼田川水系大谷川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＤ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　37,319,000円】

【実単更正　47,965,000円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「当該申請箇所については，工事用道路を設置する地権者には了解を得て査定を受検しており，Ｃ箇所 SECT226.6～249.9 及びＤ箇所については既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。平成 30 年から発注作業を行うも，不調不落により施工業者決定が難航し，令和２年７月に決定した。Ａ箇所から順次工事を進めていたものの，令和３年の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，Ｃ箇所の一部とＤ箇所について工事を中断することとなった。その後令和４年９月以降に工事を進めることとしたが，工事の復旧までに時間を要してしまったことから，民間において土地利用することとなり，関係地権者より継続的な土地の立ち入りを拒否された。このため，査定決定工法による施工が不可能となったため部分的に廃工とする。

廃工する箇所については当面の現場対応として，県単独費により応急的な工法を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　25,237,000 円】

（上記理由による増減額　▲22,728,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、未施工箇所については県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 16 日付けで変更契約を締結し、令和６年１月 29 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4728 号　二級河川本川水系本川支川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川本川水系本川支川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 21 日から１月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＤ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　15,330,000 円】

【実単更正　18,899,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「B～D 箇所については，民地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年６月にようやく工事着手する見込みが立った。その後，R3 年の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされたため，当該箇所の施工時期が R4.8～R4.11 に変更となった。査定時には，工事に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり背後地の利用を抑制してきたが，関係地権者より土地利用を行いたいため，継続的な立ち入りを拒否された。そのため工事用道路設置ができず，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　4,499,000 円】

（上記理由による増減額　▲14,400,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 17 日付けで変更契約を締結し、令和５年６月 20 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4729 号　その他河川西の川（竹原）　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川西の川（竹原）の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 21 日から１月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＯ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　39,704,000 円】
【実単更正　　53,660,000 円】
【決定額（第１回変更）　53,205,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「B 箇所，Ｉ箇所及びＬ箇所は，工事用道路を農地に設置し，コンクリートブロック積で復旧することとしていた。査定時は，工事用道路を設置することについて地権者から了承を得ていた。当該工事の実施に当たっては，平成 30 年より発注作業を行うも契約に至らず，結果として令和 3 年度に着手することとなった。その後令和 3 年 7 月 8 月豪雨災害を受けて，当該地区も含め竹原市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，さらに工程の変更を余儀なくされた。工事着手時に地権者と再度協議した結果，平成 30 年災害以降長期にわたって復旧が進んでいなかったことから工事用道路設置予定範囲等の一部（B 箇所，Ｉ箇所，Ｌ箇所）において民間での土地利用が行われることとなり，関係地権者から継続的な土地の立ち入りを拒否されてしまった。これに伴い，工事用道路の設置及び復旧工事が不可能となったため廃工とし，工事用道路の設置箇所についても見直すこととする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　49,050,000 円】
（上記理由による増減額　　▲4,155,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年１月 16 日付け及び令和５年８月７日付けで変更契約を締結し、令和５年９月４日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4746 号　二級河川三津大川水系岩伏川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川三津大川水系岩伏川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 21 日から１月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＧ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　60,016,000 円】

【実単更正　76,589,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所は H30 年被災当初より発注作業を進め A～D 箇所については令和元年度に着手完成することができた。しかし施工条件の悪い E～G 箇所については，不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年６月にようやく業者が決定した。E 箇所について護岸施工するにあたり，床掘等影響にかかる隣接関係者の工事にかかる施工同意を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，関係地権者が耕作地として利用を計画していることから立ち入りを拒否された。床掘影響を考慮すると隣接地へ立ち入らず査定決定工法による施工ができないため廃工とする。

廃工する当該箇所については，床掘等が伴わず河川内から施工できる簡易な工法および了承の得られた背面盛土で応急的に補修する。今後引き続き地権者地と交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　70,742,000 円】

（上記理由による増減額　▲5,847,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年２月 15 日付けで変更契約を締結し、令和４年３月 14 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5207 号　二級河川本川水系本川支川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川本川水系本川支川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＨ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　32,630,000 円】
【実単更正　　43,615,000 円】
【決定額（第１回変更）　43,511,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については，民地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，結果として R3.11～R4.2 に施工する計画としていた。R3 年度の７月，８月豪雨災害を受けて，竹原市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.8～R4.11 に変更となった。A 箇所及び F 箇所について工事に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，長期にわたり復旧が進んでいなかったことから，民間において土地利用を行うこととされており，関係地権者より継続的な立ち入りを拒否された。また，G,H 箇所については家屋に近接していることから振動による家屋の影響を心配した住民から，査定決定工法による施工を取りやめるよう申し立てられた。継続して交渉を行ってきたが，隣接者からの協力が得られない状況であり，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　26,585,000 円】
（上記理由による増減額　▲16,926,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和６年１月 19 日付けで変更契約を締結し、令和６年２月８日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5214 号　二級河川三津大川水系蚊無川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川三津大川水系蚊無川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＬ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　98,483,000 円】

【実単更正　120,821,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「F,H 箇所の 2 箇所については，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年 3 月にようやく業者が決定した。護岸施工するにあたり，床掘等影響にかかる隣接関係者の工事にかかる施工同意を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，工事着手までに時間がかかったことから，関係地権者が背後地を利用するため立ち入りを拒否された。床掘影響を考慮すると隣接地へ立ち入らず査定決定工法による施工ができないため廃工とする。

廃工する当該箇所については，床掘等が伴わず河川内から施工できる簡易な工法で補修する。隣接する他工事が終了した後に地元と交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　100,582,000 円】

（上記理由による増減額　▲34,887,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年 10 月 12 日付けで変更契約を締結し、令和５年１月 30 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第 141 号　二級河川高野川水系高野川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年災害 2110 号で採択された箇所が、令和３年７月豪雨で増破し、令和３年災害第 141 号（内未成）として採択された、二級河川高野川水系高野川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年 10 月 11 日から 10 月 15 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＪ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　81,647,000 円】

【実単更正　101,580,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については，H30 年災害をうけ，平成 30 年災害 2110 号で採択された箇所が令和 3 年度豪雨災害で増破したものであり，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。令和３年度の７月，８月豪雨災害では，東広島市内で多くの応急対応が必要な箇所が発生したことにより当該箇所の着手ができず，施工時期がＲ４．８～Ｒ４.11 となった。当該工事は背後地の土地を利用しないと施工が困難であるが，平成 30 年災害から長期にわたり復旧が進まなかったため，民間において背後地を利用されることとなり，関係地権者より継続的な立ち入りを拒否された。このため，査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　60,322,000 円】

（上記理由による増減額　▲22,943,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年２月６日付けで変更契約を締結し、令和５年２月 24 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第 184 号　二級河川賀茂川水系椋原川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年災害 3395 号で採択された箇所が、令和３年７月豪雨で増破し、令和３年災害第 184 号（内未成）として採択された、二級河川賀茂川水系椋原川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年 10 月 25 日から 10 月 29 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＪ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　61,011,000 円】

【実単更正　68,112,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「A～H 箇所は，民間の土地に工事用道路を設置し，コンクリートブロック積で復旧することとしていた。H30 年当初から発注事務を行っていたが不調不落により施工業者が決まらず，R3.８に施工業者と契約締結し，R3. ９～R3. 12 に施工する予定としていた。ところが，R3 年７月及び８月の豪雨災害を受け，A，E 及び F 箇所が増破した。このため，再度地元調整を行い，工事用道路の設置了承を受け災害復旧工事を申請し採択を受けた。R3 年災害では，当該地区含め竹原市内において多数の応急対応が必要な箇所が発生したことにより，R3 年に工事実施する予定が遅れることとなり，結果として R4. ９～R4.12 に着手する見込みとなった。工事着手の見込みが立ったため，再度地元協議を行ったところ，長期にわたり復旧されなかったことから，工事用道路設置予定箇所について民間で土地利用されることとなっており，地権者から継続的な立ち入りが拒否された。このため，工事用道路の設置ができず査定決定工法による施工が不可能となった。これに伴い，工事用道路を設置し，復旧する箇所である A～H 箇所は廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　5,343,000 円】

（上記理由による増減額　▲62,841,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年２月６日付け及び令和５年３月 23 日付けで変更契約を締結し、令和５年８月８日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3984 号　その他河川西の川（竹原）　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川西の川（竹原）の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月７日から１月 11 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＬ箇所まで複数に分かれている。

【決定額（当初）　　82,299,000 円】
【実単更正　　105,813,000 円】
【決定額（第１回変更）　105,946,000 円】

令和６年２月 29 日付けの国との設計変更協議において、

「Ａ～Ｆ，Ｈ，Ｉ箇所については，営農地へ工事用道路を設置し，既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。H30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し，R3 年２月にようやく業者が決定した。業者が受注後も技術者不足で着工に至らず，調整の結果，営農期間を避けて R3.11～R4.2 に施工する計画としていた。R3 年度の７月，８月豪雨災害を受けて，当該地区も含め東広島市内の応急対応が必要となったことにより，工事の中断が発生し，工程の変更が余儀なくされた。そのため，当該箇所の施工時期が R4.4～R4.11 に変更となった。工事に供するための作業ヤードおよび工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが，工事実施にあたり再度協議したところ，工事の復旧までに時間を要してしまったことから，民間において土地利用することとなり，関係地権者より継続的な土地の立ち入りを拒否された。このため，査定決定工法による施工が不可能となったため部分的に廃工とする。

廃工する箇所については、当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　53,884,000 円】
（上記理由による増減額　▲52,062,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年１月 24 日付け、令和５年２月 20 日付け及び令和５年 11 月 17 日付けで変更契約を締結し、令和５年 11 月 29 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5190 号　二級河川沼田川水系宇山川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川沼田川水系宇山川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からW箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　117,975,000円】

【実単更正　171,523,000円】

令和６年２月 29 日付けの国との設計変更協議において、

「Ｆ、Ｍ、Ｕ 箇所について、東広島市が管理する橋梁に隣接しており、当概災害復旧工事の床掘が橋梁下部工に影響する。そのため査定前に東広島市と協議した結果、橋梁下部工付近の河床低下が顕著であることから東広島市は橋梁下部工の修繕工事を当該災害復旧工事に合わせて実施することとした。しかし、実施するに当たり、東広島市の修繕工事の目途が立たないためＦ、Ｍ、Ｕ 箇所の災害復旧工事を廃工とし、東広島市の目途が立ち次第、他事業にて採択された工法で復旧する。

Ｋ箇所について、査定の効率化により代表断面（延長中央部の断面）で採択されたが、実施に当たり現地を精査したところ、工事によって終点側の民地擁壁に対して影響がでる可能性がある。また、民地擁壁自体にもひびが入っており、工事による振動等によって倒壊するおそれがある。そのためＫ箇所を廃工とし、他事業にて対応するため廃工としたい。

W箇所について、背後地の家屋が倒壊し、被災した護岸の上に倒れているため、査定前に地権者に対して撤去するよう調整していた。しかし、実施するにあたり依然として撤去されないため、工事の実施が困難となっている。採択された工法にて復旧するため今後とも協議を継続して行い、他事業にて対応するためW箇所を廃工としたい。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　153,125,000 円】

（上記理由による増減額　▲18,398,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、一部事実の箇所はあるものの、現地精査の結果、査定どおりの施工が困難であったため県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和６年２月 28 日付けで変更契約を締結し、令和６年３月 15 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・災害復旧事業の査定申請時には、被災した公共土木施設の管理者や管理区分の確認を徹底するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第 156 号　二級河川三津大川水系三津大川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年災害 2747 号で採択された箇所が、令和３年７月豪雨で増破し、令和３年災害第 156 号（内未成）として採択された、二級河川三津大川水系三津大川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年 10 月 11 日から 10 月 15 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＺ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　168,004,000 円】

【実単更正　195,718,000 円】

令和６年２月 29 日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所は、H30 年災害をうけ、平成 30 年災害 2747 号で採択された後、令和 3 年豪雨災害により増破した箇所である。当初の復旧計画は、既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。

平成 30 年当初より発注作業をするも不調不落により施工業者決定が難航し、R 元年 10 月に業者が決定した。業者が受注後も技術者不足で着工に至っていなかった。令和３年７月、８月豪雨災害により、当該地区を含め東広島市内の応急対応が必要となったことにより当該箇所の着手ができず、H 箇所及び T 箇所については、施工時期が R5.9 月以降に工事を進めることとしたが、工事の復旧までに時間を要してしまったことから、民間において土地利用することとなり、関係地権者より継続的な土地の立ち入りを拒否された。このため、査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお、地元への協力を得るため引き続き交渉し、将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。

0 箇所については、東広島市が施工する農道橋復旧に際して、仮橋を設置する必要が発生した。このため、本橋施工後に仮橋を撤去した後に、東広島市において護岸を復旧することとなったので、廃工とする。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　183,515,000 円】

（上記理由による増減額　▲12,203,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年 11 月 30 日付けで変更契約を締結し、令和５年 12 月６日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第 172 号　その他河川本崎川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、その他河川本崎川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年 10 月４日から 10 月８日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　4,000,000 円】
【実単更正　4,380,000 円】

令和６年２月 29 日付けの国との設計変更協議において、

「Ｂ箇所については、既設構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。査定時には工事用道路及び隣接の地権者からの同意を得ていたが、Ａ箇所より施工を進めていたところ、工事の状況から、騒音及び振動の心配をされ、施工を拒否された。事業協力を得られなくなったことから、査定決定工法による施工ができなくなったため、Ｂ箇所を廃工としたい。

廃工する箇所については、掘削等を伴わず河川内から施工でき、振動の少ない簡易な工法で県単独費により応急的に補修する。今後、引き続き地権者等と交渉し、将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　2,310,000 円】
（上記理由による増減額　▲2,070,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年 12 月 14 日付けで変更契約を締結し、令和６年１月 16 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第1220号　その他河川西の川（竹原）　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成30年災害5208号で採択された箇所が、令和３年８月豪雨で増破し、令和３年災害第1220号（内未成）として採択された、その他河川西の川（竹原）の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年11月15日から11月19日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＡＵ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　199,452,000円】

【実単更正　271,071,000円】

令和６年２月29日付けの国との設計変更協議において、

「V、W、AM、AP、AQ及びAR箇所は、営農地に工事用道路を設置し、コンクリートブロック積で復旧することとしていた。H30年当初から発注事務を行っていたが不調不落により施工業者が決まらなかった。R3.1に施工業者と契約締結したが、技術者確保に難航し、現地着工ができなかった。地元調整の結果、営農期間を避けてR3. 11から順次施工する予定としていたが、R3年7月及び8月の豪雨災害を受け、当該地区含め竹原市内の被災現場の応急対応が必要となったことにより、工事の一時中止を講じることとなり、現地着手がさらに遅れることとなった。R3年災害の応急対応により、着手時期をR4.9～R5.2に変更することとし、再度地元協議を行ったところ、工事の復旧までに時間を要してしまったことから，民間において土地利用することとなり，関係地権者より継続的な土地の立ち入りを拒否された。このため，査定決定工法による施工が不可能となったため廃工とする。

S及びT箇所は、営農地に工事用道路を設置し、コンクリートブロック積で復旧することとしていた。地元調整により工事用道路を設置し、R3.6にU箇所を施工し、S及びT 箇所に着手しようとしたところ、R3年7月及び8月の豪雨災害を受け、上述する下線部と同様の理由により、同じ工事用道路を通るS及びT箇所の施工が不可能となったことからS及びT箇所は廃工とする。

AI、AJ、AK及びAL箇所は、営農地に工事用道路を設置し、コンクリートブロック積で復旧することとしていた。地元調整により工事用道路を設置し、R3.7にAH箇所を施工し、AJ箇所に着手しようとしたところ、R3年7月及び8月の豪雨災害を受け、上述する下線部と同様の理由により、同じ工事用道路を通るAI、AJ、AK及びAL箇所は廃工とする。

AO箇所は、対岸からコンクリートブロック積で復旧することとしていた。R3.5にAO箇所を施工することとし、地元調整したところ、復旧箇所背後地に井戸が近接しており、掘削により井戸に影響を及ぼす可能性があることから、地権者から掘削しないでもらいたいという申し出があったため、上流側L=8.0m(SECT981.5～SECT989.5)は査定決定工法による

施工が不可能となった。これに伴い、A0 箇所上流側 L=8.0m(SECT981.5～SECT989.5)は廃工とする。

当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお、地元への協力を得るため引き続き交渉し、将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　255,813,000 円】

（上記理由による増減額　▲57,117,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年１月 24 日付け、令和５年３月６日付け及び令和５年３月 17 日付けで変更契約を締結し、令和５年９月 12 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第 1221 号　二級河川本川水系本川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年災害 3981 号で採択された箇所が、令和３年８月豪雨で増破し、令和３年災害第 1221 号（内未成）として採択された、二級河川本川水系本川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年 11 月 15 日から 11 月 19 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＺ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　107,921,000 円】

【実単更正　135,354,000 円】

令和６年２月 29 日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については、H30 年災害をうけ、平成 30 年災害 3981 号で採択された箇所が令和 3 年度豪雨災害で増破し、令和３年災災害第 1221 号（内未成）として採択されたものである。既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。令和３年度の７月、８月豪雨災害では、東広島市内の応急対応が必要となったことにより当該箇所の着手ができず、施工時期がＲ５．８～Ｒ５.12 となった。Ａ、Ｃ、Ｇ箇所においては、工事に供するための工事用道路の無償借地について関係者の了解を得ていたが、工事実施にあたり再度協議したところ、長期にわたり復旧が進んでいなかったことから、民間において土地利用を行うこととされており、関係地権者より継続的な立ち入りを拒否された。査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。当面の現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお、地元への協力を得るため引き続き交渉し、将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。

また、Ｆ箇所については長期にわたり復旧が進まないことから、市道の安全確保のために道路管理者が兼用護岸の補修を実施した。一定の安全が確保されたことにより、査定決定工法による施工が不要となったため廃工とする。

いずれの箇所も地元への協力を得るため引き続き交渉し，将来的には査定決定工法による復旧 を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　126,232,000 円】

（上記理由による増減額　▲8,247,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者から立入りを拒否されておらず、期限内の工事完了が困難となったことから、被災状況を踏まえた工事の優先順位が決められた。優先順位の低い箇所は県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととなり、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年２月６日付けで変更契約を締結し、令和５年 10 月 25 日付けで完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 1884 号　一級河川芦田川水系有地川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川芦田川水系有地川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 11 月 12 日から 11 月 16 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものである。

【決定額　　4,126,000 円】

【実単更正　4,135,000 円】

令和元年 11 月 14 日付けの国との設計変更協議において、

「査定前設計では，道路幅 2.5ｍの護岸肩の崩壊が散見されたため，ダンプ（幅約 2.2m）等の通行が難しいと判断し，工事用道路を田に設置することとして，地権者の了解を得て被災箇所までの工事用道路（盛土）を計上した。

しかし，施工に伴い受注者と広島県で地権者に再度挨拶に行ったところ，地権者の息子から，田への盛土について，断りたいとの申し出があったため，現契約から工事用道路（盛土）を削除することとした。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　3,356,000 円】

（上記理由による増減額　▲779,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者と協議は行っておらず、改めて現地を確認したところ、工事用道路が必要ない場所であったため、削除することとなった。なお、本件災害復旧工事については、平成 31 年３月１日付けで変更契約を締結し、平成 31 年３月 20 日に完成している。

国との設計変更協議には、地権者と協議を行っていたこととした方が説明上の説得力が高いと判断し、事実でない内容で設計変更協議をしていたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5240 号　一級河川江の川水系黒淵川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川江の川水系黒淵川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　9,513,000 円】
【実単更正　11,796,000 円】

令和２年９月２日付けの国との設計変更協議において、

「根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について，査定申請時には，関係地権者と協議のうえ，製作ヤードを確保していたところ，入札不調等が続き，既に調整していた借地時期に変更が生じ，製作ヤードの借地が困難になったことにより，変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　12,678,000 円】
（上記理由による増減額　　＋882,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定申請時に関係地権者と協議は行っておらず、受注者から工事打合せ簿により、製作ヤード等の確保困難、型枠のひっ迫、作業員の不足を理由として、現場打ちコンクリートから二次製品利用に変更することについて協議があり、令和２年７月２日付けで変更を承諾した上で令和３年３月１日付けで変更契約を締結し、令和３年３月 17 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、受注者からの協議により施工ヤードの確保困難等の理由で二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 4008 号　二級河川沼田川水系椋梨川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川沼田川水系椋梨川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年 1 月 28 日から 2 月 1 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＥ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　50,167,000円】
【実単更正　52,253,000円】

令和３年 12 月 24 日付けの国との設計変更協議において、

「Ｄ箇所の施工にあたり，掘削範囲内に埋設管（上水道Ｎ＝２本）が存在することが確認された。三原市水道部と協議の結果，埋設管を仮設配管により影響範囲外へ切り回した後に，災害復旧工事を行うことが必要となった。

仮設配管工事を行うには，国道（2 千台/日（内 2 割大型車））の全面通行止めが必要なことから，地元関係者への周知および協力依頼の調整を重ねた。

しかし全面通行止めを実施した場合，周辺の生活道路への迂回車の流入により，交通事故等の危険度が増すなど，生活環境が悪化することを理由に，施工することに反対され同意を得ることができず，Ｄ箇所については着手が困難となった。

以上より，平成３０年災第４００８号の内，Ｄ箇所は廃工とし，県単独費による維持修繕工事（全面通行止めを伴わない工法）により，対応する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　48,153,000 円】
（上記理由による増減額　▲4,100,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地元代表者と協議はしておらず、現地精査の結果、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和４年２月 25 日付けで変更契約を締結し、令和４年３月 23 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 148 号　一級河川江の川水系吉原川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川江の川水系吉原川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年９月 11 日から９月 14 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　29,707,000 円】

【実単更正　30,087,000 円】

令和２年３月５日付けの国との設計変更協議において、

「変更③説明資料【背面ブロックの設置】

１　査定時の設計説明

B 箇所の中間点（ST.31.76）は民地側よりも高く，土羽を天端幅を１ｍ，２割勾配でおろすように設定。

２　工事着手前の丁張立会における地元聞取り

各変更により，天端幅及び高さを修正したところ，土羽を 2 割勾配でおろす民地側に食い込んでしまう。地権者に施工方針を説明したところ，地権者の土地が狭くなることを懸念され施工承諾を得られず。

また，築堤部の川裏側は石積が施工されており，被災前からあると聞き取った。

よって，既存の石積を基に，築堤背面を土羽からブロック積に変更した。

３　設計変更

既存の堤防を基に，川裏側を土羽からブロック積に変更し，施工することとした。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　38,416,000 円】

（上記理由による増減額　＋5,368,000 円（別途費））

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、地権者と築堤部裏側の構造については協議をしておらず、査定時は上下流の河川状況を参考として設計したが、誤測であったため変更したものであり、令和元年 10 月 11 日付けで変更契約を締結し、令和３年１月 29 日に完成している。

国との設計変更協議には、地権者と協議を行っていたこととした方が説明上の説得力が高いと判断し、事実でない内容で設計変更協議をしていたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、誤測を修正したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２二に定める「誤測又は違算」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 3908 号　一級河川江の川水系高地川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川江の川水系高地（たかじ）川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年 1 月 7 日から 1 月 11 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　11,736,000 円】
【実単更正　14,732,000 円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、
「根固めブロックの製作ヤードの確保困難」
との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　14,884,000 円】
（上記理由による増減額　＋152,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、製作ヤードの確保困難ではなく、受注者から工事打合せ簿により、根固めブロック製作の技能労働者の不足及び工事工程の影響を理由として、現場打ちコンクリートから二次製品利用に変更することについて協議があり、令和３年７月 12 日付けで変更を指示した上で、令和４年２月９日付けで変更契約を締結し、令和４年２月 16 日に完成している。

国との設計変更協議には、製作ヤードの確保困難の方が説明上の説得力が高いと判断し、事実でない内容で設計変更協議を行っていたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、受注者からの協議により技能労働者等の不足の理由で二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

令和３年災　第 866 号　一級河川江の川水系吉田迫川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年８月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川江の川水系吉田迫川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年 11 月 29 日から 12 月３日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　9,926,000円】
【実単更正　12,112,000円】

令和６年２月 29 日付けの国との設計変更協議において、

「Ｂ箇所については、民地へ工事用道路を設置し、コンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。査定時には工事に供するための工事用道路の無償借地について地権者の了解を得ていたが、工事実施にあたり再度土地の借用について説明に伺ったところ、民間において土地利用を行うこととされており、関係地権者から借地を拒否された。そのため、工事用道路の設置ができず、査定決定工法による施工が不可能であるため廃工としたい。

廃工する箇所については、当面河川内から施工できる簡易な工法で補修する。引き続き地権者と交渉し、将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　6,610,000 円】
（上記理由による増減額　▲5,502,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、当時未施工であった平成 30 年災第 3906 号と同じ箇所を申請していたことが判明したことから部分的に廃工することとなった。なお、平成 30 年災第 3906 号については、令和４年５月 19 日に完成し、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和６年２月 28 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第 983 号　一級河川江の川水系楢木川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年８月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川江の川水系楢木川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年 11 月８日から 11 月 12 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＣ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　19,699,000円】

【実単更正　22,007,000円】

令和７年２月７日付けの国との設計変更協議において、

「査定時はＡ箇所の背後地の地権者に施工の同意を得ていたが、実施にあたり再度、説明を行ったところ、近接の市管理の農道橋の施工が遅れており、その施工が終わるまでは、土地への立ち入りを拒否された。市管理の農道橋については、地元調整等により、時間を要しており、施工の着手時期が見通せていない。そのため、土地への立ち入りができず、測量を行うことや背後地へ掘削影響等を与えずに施工することが困難なためＡ箇所を廃工としたい。

なお、引き続き、地権者と交渉を行い、土地への立ち入りの了承が得られ次第、県単独費にて査定決定工法による復旧を行う。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　16,417,000 円】

（上記理由による増減額　▲5,590,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、査定時に背後地の地権者と協議はしておらず、被災前の安芸高田市管理の農道橋に係る地権者との協議状況から、背後地の立入りは困難と県が判断し、期限内の工事完了が困難となったことから、災害復旧工事としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和６年５月 30 日付けで変更契約を締結し、令和６年６月 24 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第820号　一級河川江の川水系室坂川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年８月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川江の川水系室坂川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年12月13日から12月17日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＨ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　33,344,000円】

【実単更正　42,057,000円】

令和７年３月11日付けの国との設計変更協議において、

「査定時、民有地へ工事用道路を設置し、対岸よりコンクリートブロック積工により復旧を行う計画であったため、地権者へ説明の上、借地同意を得て採択を受けた。

工事実施に際し、地域住民に説明したところ、F箇所に設置されている堤外水路の利用者から工事の着手に伴い、堤外水路が一時的に利用できなくなることから、工事に着手することを拒否された。

それに伴い、工事用道路の地権者から堤外水路に影響の無い範囲（対岸のG箇所）については、工事の許可を得られたが、堤外水路に影響のあるF箇所については、施工することを拒否された。その後、説明を続けるも工事の許可は得られず、査定決定工法による施工は困難となった。

このため、やむを得ず、県単独費により当面、コンクリートによる充填及び背後の埋め戻しにより補修することとし、F箇所を廃工としたい。引き続き説明を行い、工事の許可が得られ次第、県単独費により、査定決定工法にて復旧を行う。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　38,621,000円】

（上記理由による増減額　▲3,436,000円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、堤外水路の利用者から施工を拒否されておらず、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和７年２月３日付けで変更契約を締結し、令和７年３月27日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 2953 号　一級河川高梁川水系成羽川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川高梁川水系成羽川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 17 日から 12 月 21 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸を根継工等で復旧するものである。

【決定額　　15,675,000円】

【実単更正　17,236,000円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「平成 30 年に被災した当該現場については，根継工を申請し採択を受けていた。被災後から発注を行っていたものの，不調不落が発生し着手に時間を要していた。その後，令和３年の出水期において，道路へ影響が出る程度の崩壊が生じたため，道路管理者である市の工事により修繕することとなった。このため，復旧延長を一部取り止めたい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　3,875,000 円】

（上記理由による増減額　▲13,361,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、道路管理者である庄原市が一部施工し、県の災害復旧事業において部分的に廃工したことは事実であるが、発注時期が令和２年度であり、かつ、当該箇所において不調不落は発生していなかった。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和５年３月 16 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 20 日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・災害復旧事業の二重採択防止に係る覚書を厳守するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

・査定申請前の被災箇所の集約・整理の段階で、座標データ等の位置情報から査定箇所の重複がないことを確認するなど、二重採択防止に係る事前確認手法について検討する。

令和３年災　第 698 号　一級河川江の川水系七谷川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川江の川水系七谷川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年９月 13 日から９月 17 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＤ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　18,415,000円】
【実単更正　22,215,000円】

令和６年２月 29 日付けの国との設計変更協議において、

「当該箇所については、既設護岸構造物の取壊しと新設のコンクリートブロック積工等で復旧を行う計画であった。令和 4 年当初より発注作業実施したが、平成 30 年災の執行や令和 2 年災の執行が残っている関係で、施工業者決定が難航し、R5 年 8 月にようやく業者が決定した。その後、令和 5 年 10 月に着手可能になり、工事実施にあたり再度協議したところ、隣接地について関係者の工事了解を得ていたが、工事の復旧までに時間を要してしまったことから、民間において土地利用することとなり、隣接地権者より立ち入りを拒否された。そのため隣接地に立ち入らずに、査定決定工法による施工が不可能であるため廃工とする。

廃工とする箇所については現場対応として県単独費により応急的な補修を施工する。なお，地元への協力を得るため引き続き交渉し、将来的には査定決定工法による復旧を県単独費により行う予定である。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　7,085,000 円】
（上記理由による増減額　▲15,130,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は事実でないと判定した。

実際には、隣接地権者より立ち入りを拒否されておらず、庄原市が同じ箇所で災害復旧工事の採択を受けていたため、県の災害復旧事業としては部分的に廃工することとした。なお、当該箇所を除く本件災害復旧工事については、令和６年１月 16 日付けで変更契約を締結し、令和６年２月７日に完成している。

国との設計変更協議には、現地の状況変化の説明が必要なため、事実でない変更理由を記載していたものである。

（影響額の算定）

協議内容は事実でないが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・災害復旧事業の二重採択防止に係る覚書を厳守するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・査定申請前の被災箇所の集約・整理の段階で、座標データ等の位置情報から査定箇所の重複がないことを確認するなど、二重採択防止に係る事前確認手法について検討する。

真偽判定が困難（虚偽（又は事実）の断定が困難）

１３件

（このほか、同一の設計変更協議内に、「設計変更理由の内容が一部（又は全部が）虚偽」及び「真偽判定が困難（虚偽（又は事実）の断定が困難）」の両方があるものは、報告書では前者に分類している。これに該当する５件については、「真偽判定が困難（虚偽（又は事実）の断定が困難）」に係る資料を掲載している。）

平成 30 年災　第 2141 号　二級河川瀬野川水系西方地川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系西方地川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 11 月 19 日から 11 月 22 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　6,724,000 円】
【実単更正　7,858,000 円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について，査定申請時には，現場付近の民有地を借用する予定であったが，実施時には既に他の工事で使用されており，製作ヤードの確保が困難になったことから，変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　9,091,000 円】
（上記理由による増減額　　＋726,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、実施時の状況等について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

当該災害復旧工事については、型枠の不足、製作ヤードが無いことから、発注当初の時点で二次製品に変更していた。このことを踏まえ、令和２年 12 月９日付けで当該災害復旧工事の追加に係る変更契約を締結し、令和５年３月 27 日に完成している。

受注者へのヒアリングの結果、実施時に製作ヤードの確保が困難であったことは事実であるが、「査定申請時には現場付近の民有地を借用する予定であったが、実施時には既に他の工事で使用されていたこと」については、関係者に聞取りを実施した結果、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、製作ヤードが確保できないことから二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 3777 号　二級河川瀬野川水系立石川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系立石川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＣ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　65,914,000 円】

【実単更正　70,200,000 円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について，査定申請時には，現場付近の民有地を借用する予定であったが，実施時には既に他の工事で使用されており，製作ヤードの確保が困難になったことから，変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　74,101,000 円】

（上記理由による増減額　＋3,889,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、実施時の状況等について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、技能労働者の確保困難を理由として、受注者から工事打合せ簿により、根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について協議があり、令和３年７月５日付けで変更の対象としている。また、実施時に製作ヤードの確保が困難であったことも受注者へのヒアリングにより確認している。これらのことを踏まえ、令和４年７月 13 日付けで変更契約を締結し、令和４年７月 29 日に完成している。

受注者へのヒアリングの結果、製作ヤードの確保が困難であったことは事実であるが、「査定申請時には、現場付近の民有地を借用する予定であったが、実施時には既に他の工事で使用されていたこと」については、関係者に聞取りを実施した結果、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、製作ヤードが確保できないことから二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 3778 号　二級河川瀬野川水系立石川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系立石川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 25 日から 12 月 27 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　16,799,000 円】
【実単更正　17,865,000 円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について，査定申請時には，現場付近の民有地を借用する予定であったが，実施時には既に他の工事で使用されており，製作ヤードの確保が困難になったことから，変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　19,815,000 円】
（上記理由による増減額　＋1,950,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、実施時の状況等について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

当該災害復旧工事については、製作ヤードや技能労働者の確保困難等を理由として、受注者から工事打合せ簿により、根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について協議があり、令和３年３月 30 日付けで変更の対象としている。このことを踏まえ、令和３年９月 17 日付けで変更契約を締結し、令和４年７月 28 日に完成している。

受注者へのヒアリングの結果、製作ヤードの確保が困難であったことは事実であるが、「査定申請時には現場付近の民有地を借用する予定であったが、実施時には既に他の工事で使用されており、製作ヤードの確保が困難になったこと」については、関係者に聞取りを実施した結果、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、製作ヤードが確保できないことから二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 3893 号　二級河川瀬野川水系畑賀川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系畑賀川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 12 月 25 日から 12 月 27 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　20,970,000 円】
【実単更正　28,418,000 円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について，査定申請時には，現場付近の民有地を借用する予定であったが，実施時には既に他の工事で使用されており，製作ヤードの確保が困難になったことから，変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　30,058,000 円】
（上記理由による増減額　　＋916,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、実施時の状況等について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

当該災害復旧工事については、技能労働者の確保困難を理由として、受注者から工事打合せ簿により、根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について協議があり、令和３年６月 23 日付けで変更の対象としている。また、実施時に製作ヤードの確保が困難であったことも受注者へのヒアリングにより確認している。これらのことを踏まえ、令和４年２月 24 日付けで変更契約を締結し、令和４年６月 14 日に完成している。

受注者へのヒアリングの結果、製作ヤードの確保が困難であったことは事実であるが、「査定申請時には現場付近の民有地を借用する予定であったが、実施時には既に他の工事で使用されていたこと」については、関係者に聞取りを実施した結果、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、製作ヤードが確保できないことから二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 4294 号　二級河川瀬野川水系西宗尾川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系西宗尾川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＬ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　114,933,000 円】

【実単更正　140,834,000 円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について，査定申請時には，現場付近の民有地を借用する予定であったが，施工前に借地の確認に行ったところ，既に他の工事で使用されており，製作ヤードの確保が困難になったことから変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　178,122,000 円】

（上記理由による増減額　　＋6,563,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるものの、実施時の状況等について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

当該災害復旧工事については、製作ヤードや技能労働者の確保困難を理由として、受注者から工事打合せ簿により、根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について協議があり、令和３年４月 19 日付けで変更の対象としている。このことを踏まえ、令和４年２月 18 日付けで変更契約を締結し、令和４年３月 17 日に完成している。

受注者へのヒアリングの結果、製作ヤードの確保が困難であったことは事実であるが、「査定申請時には現場付近の民有地を借用する予定であったが、実施時には既に他の工事で使用されていたこと」については、関係者に聞取りを実施した結果、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、製作ヤードが確保できないことから二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 4650 号　二級河川瀬野川水系山王川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系山王川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 21 日から１月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＦ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　41,933,000 円】

【実単更正　59,540,000 円】

令和４年１月 25 日付けの国との設計変更協議において、

「（２）根固め工の二次製品使用

根固めブロックの現場打から二次製品への変更について，査定申請時には，現場付近の民有地を借用する予定であったが，実施時には既に他の工事で使用されており，製作ヤードの確保が困難になったことから，変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　59,134,000 円】

（上記理由による増減額　＋1,580,000 円）

また、「（４）C 箇所ブロック積の延長の変更

起点直下流に架かる橋（市道）沿いに水道管が設置されており，床掘の影響範囲となる。現地で水道局と協議した結果，水道管に影響のない範囲での復旧を希望されたため，両岸共にブロック積の延長を施工可能な範囲に減じたい。

減じた範囲については，県単独費により練石積みでの復旧を行いたい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　59,134,000 円】

（上記理由による増減額　　▲317,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、実施時の状況等について不明な点があることから、いずれも一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事のうち、「（２）根固め工の二次製品使用」については、製作ヤードの確保が困難であることから二次製品に変更するとともに、「（４）Ｃ箇所ブロック積の延長の変更」については、受発注者で現地を確認の上、添架水道管に影響が及ばない範囲へ施工範囲を縮小することとなった。これらのことを踏まえ、いずれも令和４年４月７日付けで変更契約を締結し、令和４年４月 26 日に完成している。

「（２）根固め工の二次製品使用」については、受注者へのヒアリングの結果、製作ヤードの確保が困難であったことは事実であったが、「査定申請時には現場付近の民有地を借用する予定であったが、実施時には既に他の工事で使用されていたこと」については、関係者に聞取りをした結果、一部不明であると判定されたものである。

また、「（４）Ｃ箇所ブロック積の延長の変更」については、受注者へのヒアリングの結果、現地で協議を行い添架水道管に影響が及ばない範囲へ施工範囲を縮小したことは事実であったが、関係機関から水道管に影響のない範囲での復旧を希望されたことについては、関係機関の担当者が不明のため、一部不明であると判断されたものである。

（影響額の算定）

「（２）根固め工の二次製品使用」については、協議内容は一部不明であるが、製作ヤードが確保できないことから二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

また、「（４）Ｃ箇所ブロック積の延長の変更」については、協議内容は一部不明であるが、施工箇所の一部の災害復旧事業の延長を減じており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・災害復旧事業の査定申請時には、被災した公共土木施設の管理者や管理区分の確認を徹底するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 4292 号　二級河川瀬野川水系押出川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系押出川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所から AF 箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　173,921,000 円】

【実単更正　209,347,000 円】

令和４年２月３日付けの国との設計変更協議において、

「(2)　根固めブロックの二次製品使用に係る変更

査定申請時には，現場付近の民有地を借用する予定であったが，実施時には既に他の工事で使用されており，製作ヤードの確保が困難になったことから，変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　161,607,000 円】

（上記理由による増減額　　＋4,060,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞き取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、実施時の状況等について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、被災箇所周辺に製作可能なヤードが無かったことから二次製品に変更していた。このことを踏まえ、令和４年３月 30 日付けで変更契約を締結し、令和５年３月 23 日に完成している。

受注者へのヒアリングの結果、製作ヤードの確保が困難であったことは事実であるが、「査定申請時には現場付近の民有地を借用する予定であったが、実施時には既に他の工事で使用されていたこと」については、関係者に聞取りをした結果、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、製作ヤードが確保できないことから二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 4618 号　二級河川瀬野川水系畑賀川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系畑賀川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 21 日から１月 25 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＲ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　226,115,000 円】

【実単更正　286,714,000 円】

令和４年２月３日付けの国との設計変更協議において、

「根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について，査定申請時には，現場付近の民有地を借用する予定であったが，実施時には既に他の工事で使用されており，製作ヤードの確保が困難になったことから，変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　318,638,000 円】※合併施工分 32,624 千円を含む

（上記理由による増減額　＋20,792,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、実施時の状況等について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、技能労働者の確保困難を理由として、受注者から工事打合せ簿により、根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について協議があり、令和３年６月 23 日付けで変更の対象としている。また、実施時に製作ヤードの確保が困難であったことも受注者へのヒアリングにより確認している。これらのことを踏まえ、令和４年２月 24 日付けで変更契約を締結し、令和４年６月 14 日に完成している。

受注者へのヒアリングの結果、製作ヤードの確保が困難であったことは事実であるが、「査定申請時には現場付近の民有地を借用する予定であったが、実施時には既に他の工事で使用されていたこと」については、関係者に聞取りを実施した結果、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、製作ヤードが確保できないことから二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

平成 30 年災　第 3933 号　二級河川瀬野川水系水谷川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系水谷川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＥ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　48,838,000円】

【実単更正　46,418,000円】

令和４年２月７日付けの国との設計変更協議において、

「平成 30 年 7 月豪雨災害により，護岸が被災したため，Ｃ箇所においてコンクリートブロック積工の復旧にて採択を受けた。

実施にあたり，地元に工事説明を行ったところ，交通規制となることについて理解が得られず，施工方法等の見直しが必要となった。

交通の支障とならないように，河川からの施工を検討したが，掘削影響範囲に上水道管（φ100）の埋設が確認されているため，交通規制を実施する必要があることから施工が困難である。

また，周辺の道路は幅員が狭いため，迂回路を確保することが困難な状態である。

これらのことから，地元の要望も考慮し，県の維持管理工事として，単独費で練石積工を行うこととし，Ｃ箇所を廃止したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　38,901,000 円】

（上記理由による増減額　▲7,517,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、実施時の状況について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、交通規制を実施した場合、他工事に影響が及ぶ状況もあったことから、施工時期を変更して県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く区間については、令和３年２月 15 日付けで変更契約を締結し、令和３年２月 19 日に完成している。

施工方法の見直しが必要になったことは事実であるが、地元に工事説明を行ったことについて、当時の地元関係者が死亡しており、実施時の状況を確認できないことから、国との設計変更協議の一部が不明と判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4293 号　二級河川瀬野川水系立石川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系立石川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＧ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　97,043,000 円】

【実単更正　115,668,000 円】

令和４年２月 15 日付けの国との設計変更協議において、

「根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について，査定申請時には，現場付近の民有地を借用する予定であったが，実施時には既に他の工事で使用されており，製作ヤードの確保が困難になったことから，変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　106,410,000 円】

（上記理由による増減額　　＋5,380,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、実施時の状況等について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、製作ヤードや技能労働者の確保困難等を理由として、受注者から工事打合せ簿により、根固めブロックの現場打ちから二次製品への変更について協議があり、令和３年３月 30 日付けで変更の対象としている。このことを踏まえ、令和４年８月 24 日付けで変更契約を締結し、令和５年１月 26 日に完成している。

受注者へのヒアリングの結果、製作ヤードの確保が困難であったことは事実であるが、「査定申請時には現場付近の民有地を借用する予定であったが、実施時には既に他の工事で使用されていたこと」については、関係者に聞取りを実施した結果、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、製作ヤードが確保できないことから二次製品利用に変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・根固めブロックの施工について、工期、安全性及び生産性等の観点から、プレキャスト工法の標準化の推進を図る通知を各事務所へ発出した。

令和３年災　第 23 号　二級河川瀬野川水系奥之谷川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系奥之谷川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年９月 13 日から９月 17 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した設備を側壁工等で復旧するものである。

【決定額　　16,059,000 円】

【実単更正　18,042,000 円】

令和５年 11 月 30 日付けの国との設計変更協議において、

「被災した砂防設備に並行する町道の幅員は狭小であり、査定時は、安全面と施工性を考慮し町道を全面通行止として復旧工事を行うよう想定していたが、着手時に施工計画を地域住民に説明したところ、墓へのお参りのため歩行者は通行可とするべきと強い要望があった。

このため、道路規制の方法を車両通行止（歩行者通行可）に変更することとし、所轄警察署へ道路使用許可を申請したところ、作業中は交通誘導警備員を配置し歩行者等の交通誘導を行い、事故防止に努めるよう指摘があった。

検討の結果、工事中の安全確保のため、道路規制区間に交通誘導警備員を追加することとしたい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　19,713,000 円】

（上記理由による増減額　＋1,670,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、工事書類の確認等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、工事着手時の状況について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、工事打合せ簿により警察署から交通誘導員の配置を求められたと協議があり、令和５年３月 15 日付けで設計変更の対象として指示した上で、令和５年 12 月４日付けで変更契約を締結し、令和５年 12 月 19 日に完成している。

交通誘導員の配置については、警察からの指示は事実であるが、地域住民から工事着手時に強い要望があったことについては、受注者は事実と主張しているが、地域住民からの確認ができなかったため、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、受注者が警察署から道路使用許可条件として交通誘導員の配置を求められ、その内容について変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 4308 号　二級河川黒瀬川水系東両谷川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川黒瀬川水系東両谷川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 15 日から１月 18 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック擁壁等で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＦ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　30,026,000円】

【実単更正　35,485,000円】

令和４年２月７日付けの国との設計変更協議において、

「査定時は，現地の地形状況（現況河床勾配 1/4～1/5）を鑑み，原型復旧不可能とし，被災した渓流保全工の護岸復旧に加え，落差工を設置し，河床の安定（計画河床勾配 1/10）を図る工法にて申請を行い，査定決定を受けていた。また工事に伴い必要となる土地についてはその関係者へ協力を求め了解を得ていた。

実施にあたり，再度工事に必要な土地関係者（9 名）へ今後の行程等説明を行ったところ，１名ほど土地の権利者ではなく，管理者という事が判明したため，急遽その土地の権利者を探したが，調査不能な上，相当数の相続が発生していることが想定されることから，やむを得ず断念することとなった。

以上のことから，単独費により修繕維持（雑石積等）を行うこととし，Ａ，Ｂ及びＣ箇所を廃止する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　　5,530,000 円】

（上記理由による増減額　▲29,955,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、査定時の状況について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、相当数の相続が当該箇所において発生していることから、やむを得ず施行を断念することとなった。なお、当該箇所を除く区間については、令和３年 10 月４日付けで当初契約を締結し、令和４年３月 10 日に完成している。

相当数の相続が発生していることは事実であるが、査定時に関係者の了解を得ていたことについては確認できなかったため、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5139 号　二級河川黒瀬川水系小浜川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川黒瀬川水系小浜川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＰ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　73,343,000 円】
【実単更正　　124,891,000 円】

令和５年３月６日付けの国との設計変更協議において、

「査定時は，当該護岸背後の土地所有者により無償借地の承諾を得ていたため，その土地を利用し施工を行う予定としていた。実施にあたり，工事の説明を行ったところ，既設護岸の取り壊し時に，所有者から自家用車での出入りが困難になることや出入口の前にある橋梁の崩落について懸念を示され，工事についての同意が得られなかった。何度も説明に伺い，仮設駐車場の設置や工事により橋梁に影響が出た際は架換えすることなどを協議したが承諾を得ることが出来なかった。このことから，Ｐ箇所を廃工としたい。廃工とする箇所については，県単独費により河川内から施工できる簡易な工法で補修する。引き続き，土地所有者と交渉を行い，承諾を得られ次第，県単独費により査定決定工法で復旧を行う」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　119,187,000 円】
（上記理由による増減額　▲5,704,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、査定時の状況について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、地元関係者からの要望等を踏まえ、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く区間については、令和５年６月 23 日付けで変更契約を締結し、令和５年７月 18 日に完成している。

地元関係者から懸念を示されたことは事実であるが、当時の土地所有者が死亡しており、査定時に土地所有者の了解を得ていたことについては確認できなかったため、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。

・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5140 号　砂防指定地内河川段原川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、砂防指定地内河川段原川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額（当初）　　143,911,000 円】
【実単更正　　160,384,000 円】
【決定額（第一回変更）214,349,000 円】

令和６年２月 29 日付けの国との設計変更協議において、

「査定時には、当該工事について地元自治会に対し説明を行い、工事用車両の進入経路等について了解を得ていたところである。

実施に際し、改めて地元自治会に説明を行ったところ、工事着手の条件として、「工事用車両の進入経路は狭隘な生活道路であり、住民の生活を優先させるため、大型車両の進入は、できるだけ減らすこと。」が求められた。交通誘導員の追加による対応も検討したが、地元自治体より拒否された。

大型重機を日々回送することができない制約条件があり、大型重機（ラフテレーンクレーン）の賃料について、標準歩掛と差異があるため、賃料について、見積り単価に変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　264,660,000 円】
（上記理由による増減額　＋4,148,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、査定時の状況等について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、工事打合せ簿により、大型重機の搬入について自治会から通勤通学時間帯を避けた要望があり、日々回送では実稼働時間が短くなることから現地の常駐を想定した見積り賃料への変更について協議があり、令和２年 12 月５日付けで設計変更の対象として指示した上で、令和５年８月 18 日付けで変更契約を締結し、令和５年８月 28 日に完成している。

施工時に自治会から要望があったことは事実であるが、査定時及び工事着手時の地元説明の内容が確認できなかったことから、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、査定後に地元自治会からの要望をもとに賃料を変更したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 5141 号　砂防指定地内河川段原川　砂防設備災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、砂防指定地内河川段原川の砂防設備災害復旧工事である。

災害査定は、平成 31 年１月 28 日から２月１日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工等で復旧し、堰堤を設置するものである。

【決定額　　231,998,000 円】

【実単更正　247,345,000 円】

令和６年２月 29 日付けの国との設計変更協議において、

「査定時には、堰堤工の工事用道路は、経済性から段原川の左岸側に計画していたところであり、送電設備（鉄塔等）が近接しているが設備管理者の中国電力ネットワーク㈱との事前協議において工事は可能と判断していた。

査定後に詳細設計を行った結果、次の問題点が判明した。

①詳細設計後の協議にて、中国電力ネットワークより、鉄塔に近接していることから、鉄塔から 10m以上の離隔を確保する、鉄塔を杭により補強する、送電設備の移設などの条件を提示された。

②詳細設計後、影響範囲について確認したところ、墓地に影響範囲が及んでおり、墓地の移転が必要となる。

これらの問題点により、査定時の工事用道路のルートのまま施工を行うのは困難であった。

そのため、現道から堰堤までの高低差、切土量の低減、国道 375 号への影響を回避するルートを検討した結果、工事用道路を段原川の右岸側に変更したい。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　538,940,000 円】

（上記理由による増減額　＋214,383,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、査定時の事前協議について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、施工時において鉄塔から 10m 以上の離隔を確保する必要があることが関係機関との協議で判明した。このことを踏まえ、令和４年３月 22 日付けで当初契約を締結し、令和６年３月 27 日に完成している。

中国電力ネットワーク㈱へのヒアリングの結果、災害査定後の協議で問題点が判明したことは事実であったが、査定時の事前協議の有無について、関係者が覚えていなかったため、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、査定後の協議で判明した内容をもとに工事用道路の法線を変更しており、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 1491 号　二級河川賀茂川水系田万里川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川賀茂川水系田万里川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年 11 月５日から 11 月９日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所からＦ箇所まで複数に分かれている。

【決定額　　26,329,000 円】

【実単更正　31,066,000 円】

令和３年１月 14 日付けの国との設計変更協議において、

「１　変更の内容

当該査定箇所Ａ～Ｆ箇所のうち，Ａ箇所について，県単独費により施工をすることから，Ａ箇所に係わる復旧内容を廃止したい。

２　経緯と今後の予定

Ａ箇所は，交通量の多い国道２号に近接しており，工事用道路の乗入れ口となる対岸の市道についても幅員が狭小で，民家が面していることからも現場条件が厳しく，入札を行った結果，不調・不落が続いている。（令和２年４月～12 月末の管内不調・不落率 29.8%）一方で地元からの要望も強いことから，当面の現場対応として，既設の護岸を利用した，練石積による修繕（県単独費対応）を行う。なお，将来的には査定決定内容を県単独費により行う。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　27,566,000 円】

（上記理由による増減額　▲3,500,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、当該工事での不調不落に起因するものではないため、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、国道に面しているなど現場条件が厳しく、災害査定どおりの施工が困難なため、県の判断で県単独費による復旧工事を行うこととし、災害復旧事業としては部分的に廃工することとなった。なお、当該箇所を除く区間については、令和２年 11 月４日付けで変更契約を締結し、令和２年 11 月 18 日に完成している。

現場条件が厳しいことは事実であるが、当該工事での不調不落に起因するものではないため、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、施工箇所の一部の災害復旧事業を廃止しており、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

令和３年災　第 71 号　二級河川瀬野川水系椛坂川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、令和３年７月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、二級河川瀬野川水系椛坂川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、令和３年９月 13 日から９月 17 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものである。

【決定額　　2,845,000 円】

【実単更正　4,452,000 円】

令和６年２月 29 日付けの国との設計変更協議において、

「査定時において、工事用道路や復旧工法について背後地（田）の地権者に説明し、了解を得ていた。しかし、実施施工にあたり改めて説明したところ、「中空型ブロックでは田の水が抜けてしまうことがあると友人から聞いた。中空型ブロックでの施工はやめてほしい。工事用道路の設置についても、水が抜けない構造で無ければ許可できない。」と主張された。背後地（田）の高さが復旧する護岸よりも低いことや、畔が狭いこと、被災した護岸はもともと間知ブロック積であり、水が抜けない構造であったことから、間知ブロック積で復旧する。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　3,755,000 円】

（上記理由による増減額　▲490,000 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、実施時の状況等について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、地権者から工法についての具体的な要望は無いが、耕作可能となるよう護岸を復旧して欲しいとの要望を受けて間知ブロックに変更することとしており、令和５年７月 26 日付けで当初契約を締結し、令和６年２月６日に完成している。

地権者へのヒアリングの結果、耕作可能となるよう護岸を復旧して欲しいとの要望を受けたことは事実であったが、復旧工法についての具体的な要望について確認できなかったため、一部不明と判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明ではあるが、地権者から復旧についての要望があったことは事実であり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２五に定める「その他前各号に掲げるものに類する事由」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。
・国との設計変更協議は協議対象の工事着手前に行うことを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。
・工事用道路で民地等を借用する必要がある場合は、土地所有者との協議を行い、了承を得ることを各事務所へ改めて通知し、周知徹底を図る。

平成 30 年災　第 148 号　一級河川江の川水系吉原川　河川災害復旧工事

（経緯）

本件災害復旧工事は、平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧事業として採択された、一級河川江の川水系吉原川の河川災害復旧工事である。

災害査定は、平成 30 年９月 11 日から９月 14 日の間に実施された。決定した工事概要は、被災した護岸をコンクリートブロック積工で復旧するものであり、現場はＡ箇所とＢ箇所に分かれている。

【決定額　　29,707,000 円】

【実単更正　30,087,000 円】

令和２年３月５日付けの国との設計変更協議において、

「変更①説明資料【護岸法線の変更（Ｂ箇所終点)】

１　査定時の設計説明

B 箇所の終点（ST67.08）の護岸位置（法線）については護岸痕跡が無かったため，下流の河川幅を参考として法尻を基準に設計を行った。

２　地元の聞取りによる再調査

地権者の聞取りにより再調査を行った結果，終点（Sect 67.08）の護岸の位置がより被災箇所上流よりも張り出している事が判明した。

そのため，従来の河川断面を阻害しないように，護岸位置を控えた位置に変更した。

３　設計変更

再調査の結果を基に，終点（Sect67.08）の堤防天端幅を（3393⇒2050）に変更し，その前面に護岸を施工する事とした。」

との内容について協議し、同意を得た。

【設計変更協議で同意を得た変更決定額　38,416,000 円】

（上記理由による増減額　　0 円）

今回の不適正な事務処理事案の発覚後、関係者への聞取り等を実施した結果、設計変更協議書に記載されている協議内容は概ね事実であるが、再調査時の聞取り内容について不明な点があることから、一部不明であると判定した。

本件災害復旧工事については、査定時は現地の護岸痕跡が無く、上下流の河川状況を参考として設計したが、誤測であったため変更したものであり、令和元年 10 月 11 日付けで変更契約を締結し、令和３年１月 29 日に完成している。

地元聞取りによる再調査について、地権者と工事方法に関する協議の事実はあるが、護岸法線の変更についての確認ができなかったため、一部不明であると判定されたものである。

（影響額の算定）

協議内容は一部不明であるが、誤測を修正したものであり、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第 20・２二に定める「誤測又は違算」に該当するため、影響額は無とした。

－　　（円）

（当該事案に係る再発防止策）

・コンプライアンス研修の内容を見直すとともに、階層別に対する研修を実施する。
・国との設計変更協議の内容について事務所内で協議し、決裁した上で技術企画課に提出するよう改めて通知し、周知徹底を図る。